

昭和二十六年農林省令第三十五号

家畜伝染病予防法施行規則

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）に基き、及び同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第一条の三）
- 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一）
- 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二條―第四十二條）
- 第四章 輸出入検査等（第四十三條―第五十六條）
- 第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六條の二―第五十六條の三十五）
- 第六章 雑則（第五十七條―第六十五條）

第一章 総則

（ピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の病原体）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

| 伝染性疾病 | 病原体 |
|-----------|---|
| ピロプラズマ症 | バベシア・ピゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ |
| アナプラズマ症 | アナプラズマ・マージナレ |
| 家きんサルモネラ症 | サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。） |

（病原性が高いニューカッスル病）

第一条の二 法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。

- 一 鶏の初生ひなにおけるその病原体のICP原性の高さを表した指数をいう。以下同じ。）が〇・七以上であるニューカッスル病

二 次のいずれにも該当するニューカッスル病イ その病原体のF蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

ロ その病原体のF蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（伝染性疾病についての届出）

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜に於いてのものとする。

| 伝染性疾病の種類 | 家畜の種類 |
|------------|------------------------|
| ブルータング | 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊 |
| アカバネ病 | 牛、水牛、めん羊、山羊 |
| 悪性カタル熱 | 牛、水牛、鹿、めん羊 |
| チュウザン病 | 牛、水牛、山羊 |
| ランピースキン病 | 牛、水牛 |
| 牛ウイルス性下痢 | 牛、水牛 |
| 牛伝染性鼻気管炎 | 牛、水牛 |
| 牛伝染性リンパ腫 | 牛、水牛 |
| アイノウイルス感染症 | 牛、水牛 |
| イバラキ病 | 牛、水牛 |
| 牛丘疹性口内炎 | 牛、水牛 |
| 牛流行熱 | 牛、水牛 |
| 類鼻疽 | 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし |
| 破傷風 | 牛、水牛、鹿、馬 |
| 気腫疽 | 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし |

レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボテイフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナリリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。）

サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリテイディス、サルモネラ・テイフィウムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）

牛カンピロバクター症

トリパノソーマ症

トリコモナス症

ネオスポラ症

牛バエ幼虫症

ニパウイルス感染症

馬インフルエンザ

馬ウイルス性動脈炎

馬鼻肺炎

ヘンドラウイルス感染症

馬痘

野兔病

馬伝染性子宮炎

馬バラチフス

仮性皮膚

伝染性膿疱性皮膚炎

ナイロビ羊病

羊痘

マエディ・ビスナ

伝染性無乳症

流行性羊流産

トキノプラズマ症

疥癬

| | |
|-------------|-----------------------------|
| レプトスピラ症 | 牛、水牛、鹿、豚、いのしし、犬 |
| サルモネラ症 | 牛、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| 牛カンピロバクター症 | 牛、水牛 |
| トリパノソーマ症 | 牛、水牛、馬 |
| トリコモナス症 | 牛、水牛 |
| ネオスポラ症 | 牛、水牛 |
| 牛バエ幼虫症 | 牛、水牛 |
| ニパウイルス感染症 | 馬、豚、いのしし |
| 馬インフルエンザ | 馬 |
| 馬ウイルス性動脈炎 | 馬 |
| 馬鼻肺炎 | 馬 |
| ヘンドラウイルス感染症 | 馬 |
| 馬痘 | 馬 |
| 野兔病 | 馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ |
| 馬伝染性子宮炎 | 馬 |
| 馬バラチフス | 馬 |
| 仮性皮膚 | 馬 |
| 伝染性膿疱性皮膚炎 | 鹿、めん羊、山羊 |
| ナイロビ羊病 | 羊 |
| 羊痘 | めん羊、山羊 |
| マエディ・ビスナ | めん羊、山羊 |
| 伝染性無乳症 | めん羊、山羊 |
| 流行性羊流産 | めん羊、山羊 |
| トキノプラズマ症 | 豚、いのしし |
| 疥癬 | めん羊 |

山羊痘

山羊関節炎・脳炎

山羊伝染性胸膜肺炎

オーエスキー病

伝染性胃腸炎

豚テシオウイルス性脳脊髄炎

豚繁殖・呼吸障害症候群

豚水疱疹

豚流行性下痢

萎縮性鼻炎

豚丹毒

豚赤痢

鳥インフルエンザ

低病原性ニューカッスル病

鶏痘

マレック病

鶏伝染性気管支炎

鶏伝染性喉頭気管炎

伝染性フアブリキウス囊病

鶏白血病

鳥結核

鳥マイコプラズマ症

ロイコトゾーン症

あひるウイルス性肝炎

あひるウイルス性腸炎

兎出血病

兎粘液腫

パロア症

チヨーク病

アカリダニ症

ノゼマ症

| | |
|---------------|---------------|
| 山羊痘 | 山羊 |
| 山羊関節炎・脳炎 | 山羊 |
| 山羊伝染性胸膜肺炎 | 山羊 |
| オーエスキー病 | 豚、いのしし |
| 伝染性胃腸炎 | 豚、いのしし |
| 豚テシオウイルス性脳脊髄炎 | 豚、いのしし |
| 豚繁殖・呼吸障害症候群 | 豚、いのしし |
| 豚水疱疹 | 豚、いのしし |
| 豚流行性下痢 | 豚、いのしし |
| 萎縮性鼻炎 | 豚、いのしし |
| 豚丹毒 | 豚、いのしし |
| 豚赤痢 | 豚、いのしし |
| 鳥インフルエンザ | 鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| 低病原性ニューカッスル病 | 鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| 鶏痘 | 鶏、うずら |
| マレック病 | 鶏、うずら |
| 鶏伝染性気管支炎 | 鶏 |
| 鶏伝染性喉頭気管炎 | 鶏 |
| 伝染性フアブリキウス囊病 | 鶏 |
| 鶏白血病 | 鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| 鳥結核 | 鶏、あひる、うずら、七面鳥 |
| 鳥マイコプラズマ症 | 鶏、七面鳥 |
| ロイコトゾーン症 | 鶏 |
| あひるウイルス性肝炎 | あひる |
| あひるウイルス性腸炎 | あひる |
| 兎出血病 | うさぎ |
| 兎粘液腫 | うさぎ |
| パロア症 | 蜜蜂 |
| チヨーク病 | 蜜蜂 |
| アカリダニ症 | 蜜蜂 |
| ノゼマ症 | 蜜蜂 |

第二条の二 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所
- 二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 届出伝染病の種類並びに真症及び疑症の区分
- 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）

五 真症若しくは疑症の家畜又はこれらの死体の所在の場所

六 発見の年月日時及び発見時の状態

七 発病の推定年月日

八 その他参考となるべき事項

(伝染性疾病についての届出義務の除外)

第三条 法第四第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 届出所(法第四十六條の十九第二項に規定する届出所)をいう。以下同じ。がその届出に係る届出伝染病等病原体(同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。)の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等(法第四十六條の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。)をする施設(以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。)内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十二條第一項、第十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十三條の二十第一項若しくは第二十三條の二十二第一項(これらの規定が医薬品医療機器等法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可又は医薬品医療機器等法第二十三條の二の三第一項(医薬品医療機器等法第八十三條の二の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の登録を受けている製造販売業者又は製造業者(以下「許可製造業者等」という。)であつて届出所(以下「届出所」という。)で製造されたものが生物学的製剤又は医薬品医療機器等法第二條第九項に規定する再生医療等製品(以下「再生医療等製品」という。)(それぞれ届出伝染病に係るものに限る。)の検査又は製造のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

三 医薬品医療機器等法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三條第一項の農林水産大臣の指定した者(以下「指定検定機関」という。)であつて届出所(以下「届出所」という。)で製造されたものが同項の検定のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

四 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であつて届出所(以下「届出所」という。)で製造されたものが学術研究のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

(伝染性疾病の発生通報及び報告)

第四条 法第四第四項の規定による通報は、第二條の二の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でしなければならない。

2 法第四第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第一号によりしなければならない。

(新疾病についての届出)

第五条 法第四條の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でなければならない。

一 届出者の氏名及び住所

二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所

三 疾病の病状又は治療の結果

四 家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは、推定年齢)

五 新疾病にかかり若しくはかかっている疑いがある家畜又はこれらの死体の所在の場所

六 発見の年月日時及び発見時の状態

七 発病の推定年月日

八 その他参考となるべき事項

(新疾病についての届出義務の除外)

第六条 法第四條の二第二項の農林水産省令で定める場合は、指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三條第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合とする。

(新疾病の発生通報及び報告)

第七条 法第四條の二第四項の規定による通報は、第五條の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でなければならない。

2 法第四條の二第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第二号によりしなければならない。

(公示)

第八条 法第四條の二第六項及び法第五條第二項(法第六條第二項において準用する場合を含む。)

。の公示は、条例の告示と同一の方法によつてし、公衆の見やすい場所に掲示してし、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供してしなければならない。

2 前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトに掲載により行うものとする。

(監視伝染病の発生状況等を把握するための検査)

第九条 法第五條第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査(ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

二 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛

四 その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する牛

五 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体

六 月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡したためん羊又は山羊の死体

第十条 法第五條第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

| 監視伝染病の種類 | 命令を行う場合 |
|---|---|
| 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症(第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。)、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソミア症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスタ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンドニ症、ノゼマ症 | 次に掲げる場合 一 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月前 二 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期 三 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫 |

が通常発生する時期の一月後

2 前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越夏していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

(家畜以外の動物についての伝染性疾患の発生状況等を把握するための検査)

第十一条 法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾患にかかり、若しくはかかつていない疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾患にあつてはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性疾患であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾患以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

(報告) 第十二条 法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示) 第十三条 法第七条(法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

| | | | | |
|--|----|-----------|----|-----------|
| 牛疫予防液又は口蹄疫予防液の注射を行った牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚及びいのしし | 右耳 | 耳標別記様式第六号 | 左耳 | 耳標別記様式第七号 |
| ブルセラ症、結核又はヨ一ネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛(患畜及び疑似患畜を除く。) | | | | |

豚熱予防液の注射を行った豚及びいのしし

家きんサルモネラ症の検査を行った鶏(患畜及び疑似患畜を除く。)

伝達性海綿状脳症の検査を行った第九条第二項第五号に掲げる牛の死体(患畜及び疑似患畜を除く。)

及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体(患畜及び疑似患畜を除く。)

並びにその他の家畜(蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。)

耳を除く。

(検査、注射等の証明書の様式) 第十四条 法第八号(法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

(衛生管理区域における消毒設備の設置) 第十四条之二 法第八号の二第一項の規定による設備の設置は、衛生管理区域(同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

(消毒設備の設置の義務に係る施設) 第十四条之三 法第八号の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及び卵舎(以下「畜舎等」という。)とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地) 第十四条之四 法第八号の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法) 第十四条之五 法第八号の二第二項及び第三項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第二十一条に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しく

は被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱以上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品) 第十四条之六 法第八号の二第二項の農林水産省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 衛生管理区域外にある畜産関係施設等(衛生管理区域、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産業に係る施設及び場所をいう。以下同じ。)において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域に入る者が当該衛生管理区域に持ち込むもの
- 二 衛生管理区域において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域から出る者が当該衛生管理区域から持ち出すもの

(公示) 第十五条 法第九条又は第三十条の規定による命令は、その実施期日の十日前までに法第五条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別及びその実施方法を公示(当該命令を受けるべき者が十人以上であるときは、これらの者に対する別記様式第十一号による命令書の交付)をして行わなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を法第九条の場合にあつては三日まで、法第三十条の場合にあつてはその実施期日の前日まで短縮することができる。

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(通行の制限又は遮断) 第十五条之二 令第三条第二項及び第五号第三項(令第七条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通行の制限又は遮断を行う場所
- 二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- 三 通行の遮断にあつては、その期間

2 令第三条第三項及び第五号第四項(令第七条において準用する場合を含む。)の規定による公衆の閲覧は、都道府県又は市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(指定骨肉皮毛類) 第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

- 一 輸入された骨肉皮毛類
- 二 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

(化製場における設備及び製造方法) 第十七条 法第十一条の農林水産省令で定める設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 原料置場、化製室、汚物だめ、汚水だめ、製品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること
- 二 原料置場及び製品置場は、その位置が相互に相当の距離を保ち、その床が汚水等の浸透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出入りを防ぐ設備があること
- 三 化製室は、その床が汚水等の浸透しない材料で造つてあり、その内側に汚水溝を備え、原料入口及び製品出口をそれぞれ別個に有し、かつ、その室内又はこれに隣接する箇所に焼却及び消毒をするために必要な設備があること
- 四 汚物だめ及び汚水だめは、原料置場、製品置場、化製室及び従業員室から隔離され、かつ、外部に汚水等が浸透しない材料で造つてあること
- 五 従業員室及び化製室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること

法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 原料置場に格納されていた骨肉皮毛類を化製するため搬出したときは、遅滞なく、当該原料置場を消毒すること
- 二 化製された物(未製品を含む。)を製品置場に格納するときは、あらかじめ、当該製品置場を消毒すること
- 三 骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原体により汚染されるおそれがない化製工程を経て化製され、製品出口から搬出されること
- 四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚

若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、当該伝染性疾病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれらを消毒すること。

七 汚物ための汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消毒後排水されること。

第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）に基づいて行う競馬

二 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場及びその他の家畜を売買する施設であつて毎年定期に又は百日以上開催するもの

三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。

一 家畜診断所、隔離所及び汚物だめを備えること

二 家畜診断所については、検査を行うに必要な器材を備え、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること

三 隔離所については、健康な家畜を係留する場所、河川又は道路から隔離されている場所にあり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない構造を有するものであること

四 汚物だめについては、健康な家畜を係留する場所から隔離されている場所にあり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防ぎ、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること

（検査の実施状況等の報告及び通報）

第二十条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、家畜の所有者に対し、法第四條の二第三項若しくは第五項若しくは第五條第一項の規定により家畜防疫員の検査若しくは法第六條第一項の規定により家畜防疫員の注射、薬浴若しくは投薬を受けるべき旨を命じ、又は法第九條の規定により消毒方法、清潔方法若しくはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命じたときは、その実施状況を、遅滞なく、関係都道府県知事に通報しなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第二十一条 法第十二條の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（飼養衛生管理者の選任等）

第二十一条の二 法第十二條の三の二第一項の規定による選任は、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の者を選任して行うものとする。ただし、衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が隣接しているときその他飼養衛生管理者による同項各号に掲げる業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任すれば足りる。

2 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となるときも、前項と同様とする。

（飼養衛生管理者に対する研修等）

第二十一条の三 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、次に掲げる内容に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

一 家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生状況及び動向

二 法第十二條の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容

三 法第十二條の三の二第一項の規定により飼養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二條の三の四第一項に規定する飼養衛生管理指導等計画の内容

四 前三号に掲げるもののほか、飼養衛生管理者が法第十二條の三の二第一項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上に資する内容

2 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者に対し、少なくとも年一回前項各号に掲げる内容についての研修等を受けさせるよう努めなければならない。

（飼養衛生管理指導等計画の報告）

第二十一条の四 法第十二條の三の四第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した飼養衛生管理指導等計画に即して飼養衛生管理に係る指導等（法第十二條の三の三第一項に規定する飼養衛生管理に係る指導等をいう）を実施する前にしなければならない。

（定期の報告）

第二十一条の五 法第十二條の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

三 衛生管理区域の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地

ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況

ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離

ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

ヘ その他埋却の目的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離

ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

八 次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、ト及びリを除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

ロ 海外渡航時及び帰国後の注意事項

ハ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意事項

ニ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

ヘ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱、猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

チ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

リ 農場における防疫のための更衣

又 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

九 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」とい

う。)にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ 牛(月齢が満四月以上のものに限る。)
二百頭(次に掲げる牛にあつては、三千頭)

(1) 肥育牛(乳用種(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成十五年農林水産省令第七十二号)第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。))の雄牛及び交雑種(同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。))の牛に限る。

にあつては、月齢が満十七月未満のものにあつては、月齢が満二十

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十

四月未満のもの

口 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三

千頭

ニ 鶏及びうずら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

十 大規模所有者(馬の所有者を除く。)にあつては、従業員が特定症状(法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。))を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。)

一 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス
二 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
三 畜舎等の数
四 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況

五 法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所(通知)

第二十一条の七 法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

(指導及び助言の方法)

第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

(勧告の方法)

第二十一条の九 法第十二条の六第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の六第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(命令の方法)

第二十一条の十 法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨
二 勧告に従わなかつた事実
三 とるべき措置の内容

四 措置をとるべき期限
五 その他必要と認める事項
2 第二十一条の八第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)

第二十一条の十一 法第十二条の七の規定による公表は、毎年一回、同条に規定する状況について都道府県ごとに整理して行うものとする。ただし、農林水産大臣が家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、特定の都道府県について臨時に行うことができる。

第三章 家畜の伝染性疾患のまん延の防止

(患者等の届出)

第二十二条 法第十三条第一項の規定による届出は、左に掲げる事項につき、文書又は口頭で行うなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 所有者の氏名又は名称及び住所

三 家畜伝染性の種類並びに患者及び疑似患者の区分

四 家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは推定年齢)

五 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所

六 発見の年月日時及び発見時の状態

七 発病の推定年月日

八 その他参考となるべき事項

(患者等の届出義務の除外)

第二十三条 法第十三条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者(法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。)

二 届出所がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

三 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

四 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

五 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

六 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

九条第三号、第三十一条第三号及び第三十三条第三号において同じ。)の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

四 指定検定機関(許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。))が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関(許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。))が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

(患者等の発生)の発生(以下同じ。))が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

第二十四条 法第十三条第四項の規定による公示は、家畜伝染性の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきなければならない。

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数

二 発生年月日

三 発生年月日

四 その他参考となるべき事項

五 その他参考となるべき事項

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(患者等の発生)の発生(以下同じ。))が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報(関係都道府県知事にするものを除く。)は、第二十二号各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電報若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家さんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニユーカッスル病(第一条の二各号に掲げるものに限る。))の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

2 法第十三条第四項の規定により関係都道府県知事にする通報は、毎月十日までに、その前月

中の状況を別記様式第十五号によりするほか、前項第一号及び第二号の家畜について同条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

3 法第十三条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりしなければならない。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

第二十六条 法第十三条の二第二項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定症状の内容
- 四 当該家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは、推定年齢)
- 五 当該家畜又はその死体の所在の場所
- 六 発見の年月日時
- 七 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
- 八 その他参考となるべき事項

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外)

第二十六条の二 法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の規定のため係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈していることを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜

が当該学術研究のため特定症状を呈していることを発見した場合

(特定症状に関する報告)

第二十六条の三 法第十三条の二第四項の規定による報告は、第二十六条各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(検体の採取及び提出の要件)

第二十六条の四 法第十三条の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している家畜が複数の畜房(畜舎内の一部を柵等で囲つた收容空間をいう。以下同じ。)内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜房内)で発見されたときとする。

(患者等である旨の通知)

第二十六条の五 法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(患者等である旨の公示)

第二十六条の六 法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- 一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数
- 二 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所又は区域
- 三 判定の年月日
- 四 その他参考となるべき事項

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(患者等である旨の通報)

第二十七条 法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

(と殺義務の除外)

第二十八条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

二 届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

三 許可製造業者等が牛疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は医薬品医療機器等法第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者となつたもの

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者となつたもの

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜であつて当該学術研究のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

六 法第二十条第二項の規定により病性鑑定を行う家畜

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患者であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの(同号に規定する家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。)

(と殺の届出の除外)

第二十九条 法第十八条の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該取扱施設内で殺す場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合

三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため患者又は疑似患者となつたものを殺す場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のため係留する家畜であつて当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

(焼却、埋却等の基準)

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

イ 死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ロ 物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ハ 死体を埋却する場合にあつては、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ニ 物品を埋却する場合にあつては、人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所

あつて日常人又は家畜が接近しない場所で行うこと。

ホ 死体又は物品を埋却する場合にあつては、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。

- (1) 埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類
- (2) 埋却した年月日及び発掘禁止期間
- (3) その他必要な事項

二 消毒にあつては、対象とする消毒目的物の性状、病原体の性質、別表第三に定める措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(汚染物品の焼却等の義務の除外)

第三十一条 法第二十三条第一項ただし書の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用の用に供する物品であつて取扱施設内にあるもの
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用の用に供する物品であつて届出伝染病等病原体取扱施設内にあるもの
- 三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造の用に供する物品であつてその施設内にあるもの
- 四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定の用に供する物品
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究の用に供する物品であつてその施設内にあるもの
- 六 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者の被服

(発掘の禁止期間)

第三十二条 法第二十四条の農林水産省令で定める期間は、炭疽及び腐蝕病にあつては二十年、その他の家畜伝染病にあつては三年とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十二条の二 法第二十五条第一項及び第二十六条第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒施設（これらに規定する施設をいう。次条第一号において同じ。）の敷地とする。

(畜舎等の消毒義務の除外)

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める要消毒畜舎等（同項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらに死体が所在した取扱施設及びその敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらに死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設及びその敷地
- 三 許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらに死体の所在した施設及びその敷地
- 四 指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらに死体の所在した施設及びその敷地
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が行う学術研究のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらに死体の所在した施設及びその敷地

(消毒設備の設置)

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等（同条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等に入入りする者の身体及び当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等に入れ、又は当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

(消毒の方法)

第三十三条の三 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、第三十条第二号及び第三号の消毒の基準に従い、別表第四の病原体の種類の欄に掲げる種類の病原体につき、同表の消毒設備の欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の消毒薬の種類の欄に定める種類の消毒薬を使用し行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二十一条に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用し行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

毒は、第三十条第二号及び第三号の消毒の基準に従い、別表第四の病原体の種類の欄に掲げる種類の病原体につき、同表の消毒設備の欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の消毒薬の種類の欄に定める種類の消毒薬を使用し行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二十一条に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用し行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

(航海中の特例)

第三十四条 法第二十七条の措置は、当該家畜物品又は施設の所有者が、当該船舶に乗船して行つた場合にはその者、当該船舶に乗船して行つた場合には当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者があるときはその者。次条第二項において同じ。）がしなければならない。

第三十五条 法第二十七条の場合には、家畜の死体については消毒薬を浸したむしる、こも等その全体を包み、物品又は施設については第三十条第二号及び第三号の基準に準じて消毒しなければならない。

2 家畜の死体又は物品については、前項の措置に代えて、これを領海外において投棄することができる。ただし、当該船舶の船長が物品（当該家畜の運送のための敷料その他これに準ずるものを除く。）を投棄する場合には、あらかじめ、当該物品の所有者の同意を得なければならない。

(消毒設備)

第三十六条 法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

- 一 踏込消毒槽
- 二 消毒薬噴霧装置
- 三 消毒マット
- 四 前三号に掲げる設備に準ずるもの

(消毒の方法)

第三十七条 都道府県知事が法第二十八条の二第一項の設備を設置している場所を通行する者は、当該家畜伝染病の病原体に対して十分な消毒の効果が得られるよう、当該都道府県の職員又は当該都道府県知事から当該設備による消毒

の事務の委託を受けた者の指示に従い、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

(消毒設備の設置場所の表示)

第三十八条 法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性病原体の病原体の拡散を含む。第四十二条において同じ。）の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

(患畜等の標識)

第三十九条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

| 家畜の種類 | 箇所 | 標識の種類及び様式 |
|--|--------------------------|---------------|
| 第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の患畜であるもの | 左耳 | 耳標 別記様式第十号 |
| 第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の疑似患畜であるもの | 左耳 | 耳標 別記様式第十号 |
| 馬伝染性貧血の患畜 | 左臀部 | らく 別記様式第十号 |
| その他の患畜若しくは疑似患畜又は法第十七条の二第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。） | 都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、 | 都道府県知事の定める標識 |

耳を除く。

（検査等の方法）
第四十条 法第三十一条第一項の農林水産省令で定める方法は、別表第一に掲げる家畜伝染病については同表のとおりとし、その他の家畜伝染病については通常行う方法とする。

2 法第三十一条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項に規定する伝染性疾病については、法第三条の第二項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする。
（通報）

第四十一条 都道府県知事は、法第三十二条から第三十四条までの規定により規則を定めるとき、又はこれらの規則に基づき重要な処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。
（家畜等の移出の制限）

第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示し、公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。
一 禁止又は制限の内容
二 禁止又は制限の期間
三 禁止又は制限の対象となる区域
四 禁止又は制限の対象となる家畜、その死体又は物品の種類
五 第一号の制限の内容として、第二号の期間以後に出荷が予定されていた前号の家畜のうち、第三号の区域内において飼養されるものを第二号の期間内に早期に出荷し、又は処分することを定める場合にあつては、その出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獣畜取扱場

2 前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトに掲載により行うものとする。
3 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限したときは、直ちにその旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

（緊急の勧告の方法）
第四十一条の三 法第三十四条の二第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者

に對し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。
一 法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨
二 改善すべき事項の内容
三 前号の内容ごとの具体的な改善方法
四 改善すべき期限
五 その他必要と認める事項
2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。
（緊急の命令の方法）
第四十一条の四 法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に對し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。
一 法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨
二 勧告に従わなかつた事実
三 とるべき措置の内容
四 措置をとるべき期限
五 その他必要と認める事項
2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第三号の内容に応じた合理的な期間とする。
（報告）
第四十二条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に家畜伝染病のまん延を防止するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号及び様式第十九号により農林水産大臣に報告しなければならない。
第四章 輸出入検査等
（輸入の禁止）
第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

| | | |
|-----|---|-----|
| 物 | 地域 | 備考 |
| 第一号 | アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、テイエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）、及びリオネグロ州に限る。）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラガア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ペリウ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージールランド及びバヌアツ以外の地域 | （対） |

| | | |
|-----|---|----------------------|
| 第一号 | アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、テイエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）、及びリオネグロ州に限る。）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラガア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ペリウ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージールランド及びバヌアツ以外の地域 | 牛疫、蹄疫、口蹄疫、熱帯豚疫、カブリア熱 |
|-----|---|----------------------|

| | | |
|-----|---|---------------------------|
| 第一号 | アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、テイエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）、及びリオネグロ州に限る。）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラガア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ペリウ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージールランド及びバヌアツ以外の地域 | 鶏、原性鳥インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ |
|-----|---|---------------------------|

| | |
|--|---|
| <p>第四十五号の骨及び同条第五号の骨粉（ふるいの開きが四〇〇マイクロナイトルの網ふるいを通して生骨粉を除く。）</p> | <p>高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港、那覇空港、苫小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、八戸港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、和歌山下津港、境港、水島港、関門港、徳島小松島港、高松港、松山港、高知港、博多港、伊万里港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大分国際空港、神戸空港、岡山空港、広島空港、北九州空港、福岡空港、松山空港、</p> |
|--|---|

| | |
|-----------------|--|
| <p>第四十五号の乳等</p> | <p>空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、苫小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、函館港、八戸港、釜石港、仙台塩釜港、秋田港、秋田船川港、酒田港、小名浜港、鹿島港、常陸那珂港、千葉港、京浜港、新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢港、清水港、三河港、名古屋港、四日市港、阪神港、姫路港、和歌山下津港、境港、浜田港、水島港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、三島川之江港、今治港、松山港、高知港、博多港、伊万里港、長崎港、八代港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、川内港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大分国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、</p> |
|-----------------|--|

| | |
|----------------|--|
| <p>第四十五号の物</p> | <p>北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大分国際空港、神戸空港、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、</p> |
|----------------|--|

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三 犬

第四十七条の三 法第三十八条の二第一項の規定による届出は、前条第一号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の百二十日前から九十日前までの間に、前条第二号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の七十日前から四十日前までの間に、別記様式第二十一号の三による書面により、前条第三号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十日前までの間に、別記様式第二十一号の四による書面によりしなければならない。ただし、動物検査所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

第四十七条の四 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする動物の性、年齢及び生産地

三 輸入しようとする動物のとう載予定地、とう載予定年月日及びとう載予定船舶名又はとう載予定航空機名

四 その他参考となるべき事項

第四十七条の五 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する場合とする。

（検査信号）

第四十八条 法第三十九条第一項の検査信号は、昼間においては前欄、頭に別記様式第二十二号による旗を掲げ、夜間においては同一箇所に紅灯一箇その下に白灯二箇を連掲してしなければならない。

（輸入検査の事前通知）

第四十九条 家畜防疫官は、指定検疫物（郵便物として輸送されたものを除く。）を輸入しようとする者から別記様式第二十三号による輸入検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。

（動物の輸入に関する届出）

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一 偶蹄類の動物及び馬

(検査のための係留期間)
第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)につき、それぞれ次の表の下欄に定めるところとする。ただし、輸出の場合における係留期間については、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

| 動物の種類 | 輸入又は輸出の際の係留期間 |
|--------------------------------|------------------------------|
| 一 偶蹄類の動物 | 十五日(輸出の場合は七日) |
| 二 馬 | 十日(輸出の場合は五日) |
| 三 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類 | 十日(初生ひなの輸入の場合合は十四日、輸出の場合は二日) |
| 四 犬 | 十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間 |
| 五 前各号以外の動物 | 一日 |

2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの(法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。)の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるところとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間(次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間)以内である場合には、当該期間とする。

| 動物 | 輸入又は輸出の際の係留期間 |
|---|--------------------------------|
| 一 家畜の伝染性疾病(輸入の場合にあつては、監視伝染性の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。)にかかつている動物 | 家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがなくなるまでの期間 |

二 家畜の伝染性疾病にかかつていない動物がある場合
 三 家畜の伝染性疾病にかかるとおそれがある動物
 四 家畜の伝染性疾病にかかつていない動物がある場合
 五 第一項の表第二号の動物であつて競馬法施行規則(昭和二十九年農林省令第五十五号)第五十七條第一項に規定する競走(同令第五十八條の規定により準用する場合を含む。)又は国際競技大会に出場するため輸入されたものを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が当該動物の輸入から輸出までの間における飼養管理の状況により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認めるときは、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

六 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

明書がいずれの個体に係るものであるかを識別するための措置(以下「個体識別措置」という。)が講じられているものを除く。
 馬(個体識別措置が講じられていないものを除く。)

| | |
|----|-------|
| 左前 | 第二十五号 |
| 左前 | 第二十六号 |
| 左前 | 第二十七号 |
| 左前 | 第二十八号 |

3 輸入の場合における第一項の係留期間は、法第三十七條第二項第一号に掲げる場合において同条第一項の検査証明書又はその写しが添付されていないときは、第一項の表第一号の動物にあつては三十日まで、同表第二号及び第三号の動物にあつては二十日まで、同表第五号の動物にあつては十日までこれを延長し、家畜防疫官が輸出国の防疫状況により適当と認めるときは、同表第一号の動物にあつては七日まで、同表第二号の動物にあつては五日まで、同表第一号から第三号までの動物を家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従つて輸送して当該と畜場で殺すときは、これらの動物にあつては五日までそれぞれこれを短縮することができる。

4 第一項の表第二号の動物であつて国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)に出場するものを輸入する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が輸出国の防疫状況並びに当該動物の輸入後の飼養管理が行われる場所及びその方法により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認めるときは、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

4 外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入する指定検疫物及び指定検疫物を包有する郵便物に対し、前項の規定に基づきスタンプを押した場合には、当該スタンプを法第四十四条第一項の規定による輸入検査証明書とみなす。
 (輸出検査の申請)
第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで(これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで)に動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。
 (輸出検査の事前通知)
第五十二条 家畜防疫官は、法第四十五条第一項各号に掲げる物を輸出しようとする者から別記様式第二十九号による輸出検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。
第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

5 第一項の表第二号の動物であつて競馬法施行規則(昭和二十九年農林省令第五十五号)第五十七條第一項に規定する競走(同令第五十八條の規定により準用する場合を含む。)又は国際競技大会に出場するため輸入されたものを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が当該動物の輸入から輸出までの間における飼養管理の状況により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認めるときは、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

6 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

7 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

8 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

9 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

10 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

11 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同号の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五条の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性疾病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

- 一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BAY株、ROCK株、LA株及び赤穂株を除く。）（別名牛疫ウイルス）
- 二 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BAYS株、ROCK株、LA株及び赤穂株に限る。）（別名牛疫ウイルス）
- 三 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限る。）（別名牛肺疫菌）
- 四 アフトウイルス・フットアンドマウスディーズウイルス（別名口蹄疫ウイルス）
- 五 マイコバクテリウム・ボービス（別名結核菌）
- 六 オルビウイルス・アフリカンホースシックネスウイルス（別名アフリカ馬疫ウイルス）
- 七 モルビリウイルス・ペストデブテイルミナシウイルス（別名小反芻獣疫ウイルス）
- 八 ペスチウイルス・クラシカルスワインフーバーウイルス（別名豚熱ウイルス）
- 九 アスファイウイルス・アフリカンスワインフーパーウイルス（別名アフリカ豚熱ウイルス）
- 十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）
 - イ 週齢が満六週以上の鶏におけるIVPI（静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。）が一・二を超えること。
 - ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。
 - ハ 血清型がH5又はH7であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。
- 十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（血清型がH5又はH7であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

- イ A/chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)
 - ロ A/H5N9 TW68 Bio
 - ハ A/duck/Hokkaido/Vacc1/04 (H5N1)
 - ニ A/duck/Hokkaido/Vacc12/04 (H7N7)
 - ホ A/duck/Hokkaido/Vacc13/2007 (H5N1)
 - ヘ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG166615)
 - ト A/turkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG123)
 - チ A/barheaded gorse/Qinghai lake/1a/05 [R] 6+2 (163222)
 - リ A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R] 6+2 (163243)
- (家畜伝染病病原体の所持の許可)
 第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。
 (滅菌譲渡義務者の所持の基準)
 第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。
- 一 保管庫において、密封することができ、容器に入れた状態で行うこと。
 - 二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 滅菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでの日から遅滞なく行うこと。
 - イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合
 - ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合
 - ハ 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合
- 当該所持の開始の日
 (所持の許可の申請)
 第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。
- 一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - 二 所持の開始の予定時期を記載した書面
 - 三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
 - 四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - 五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱に係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付けた箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
 - 六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱に係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）
 - 七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
 - 八 農林水産大臣は、法第四十六条の五第一項本文の許可をするに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。
- (所持の許可に係る製品)
 第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。
 第五十六条の八 法第四十六条の六第二号（重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。
- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

- 力 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
 - (1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に入入りすることができ、構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - (2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。
 - (3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等を有する機能を有する排水設備を設けること。
- 三 給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。
- 四 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

- 二 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
 - (1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に入入りすることができ、構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - (2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。
 - (3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等を有する機能を有する排水設備を設けること。
 - 三 給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。
 - 四 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のペパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。
- ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。
- 四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。
 - イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備を排気設備の排気口付近に設けるときは、前号二(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。
 - ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。
 - 五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。
 - 六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。
 - 七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。
 - 八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

第五十六条の九 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病病原体(以下「要管理家畜伝染病病原体」という。)の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部)に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - ハ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
 - (1) 通常前室を通じてのみ実験室等に入出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - (2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。
 - ニ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスIIIキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。
 - (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
 - (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のペパフィルターを通じてなされる構造であること。
 - (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。
 - ホ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - ヘ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
 - ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。
 - 四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。
 - イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。
 - ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該実験室等において、専用の衣服(当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。)を二重に着用して作業する場合
 - (2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合
 - (3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証(以下「許可証」という。)の様式は、別記様式第三十三号とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 所持の目的及び方法
 - 三 取扱施設の名称及び所在地
 - 四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件
- 2 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合に於てはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。
- 3 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証(第三号の場合にあつては、発見した

第五十六条の十一 法第四十六条の七第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(所持に係る許可証)

(心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者)

第五十六条の九の二 法第四十六条の六第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

許可証)を農林水産大臣に返納しなければならない。

- 一 所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。
二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。
三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

第五十六条の十一 (許可事項の変更の許可の申請)

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 変更の予定時期を記載した書面
二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類
三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に關し講ずる措置を記載した書面

2 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(許可事項の変更の許可を要しない、軽微な変更)
第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 取扱施設の廃止(家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡(以下「滅菌譲渡」という。)を伴わないものに限る。)
二 所持の方法の変更
三 管理区域の変更及び設備の増設(工事を伴わないものに限る。)

(許可事項の軽微な変更の届出)

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

- 一 法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書
二 氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号(第九号を除く。)に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
三 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

(精神障害の届出)

第五十六条の十四の二 許可所持者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。

(譲渡しの制限)

第五十六条の十五 法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡は、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

(滅菌譲渡の届出)

第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から滅菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった日
二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合
三 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関(許可所持者を除く。)がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合
当該所持の開始の日
法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

2

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地
(措置命令書の記載事項)
第五十六条の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。
一 講ずべき措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
(家畜伝染病発生予防規程)
第五十六条の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

- 一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
二 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。
三 取扱施設の維持及び管理に関すること。
四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。
五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。
六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
七 法第四十六条の十五の規定による記載及び保存に関すること。
八 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること。
九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること。
十 災害時の応急措置に関すること。
十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項

2

法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。

3

法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。

(病原体取扱主任者の要件)

第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱に關する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

- 一 獣医師
二 医師
三 歯科医師
四 薬剤師
五 臨床検査技師
六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は同法第四十条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者

(病原体取扱主任者の選任等の届出)

第五十六条の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域(要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」という。)に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げるところにより施すものとする。

- 一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練(次号の教育及び訓練を除く。)は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入つた後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。
二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の取扱及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入つた後に行うこと。
三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。
四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目(前号に規定する者にあつては、次に掲げる項目)の選任等に関する事項

つては、イに掲げるものを除く。）について行うこと。

- イ 家畜伝染病病原体の性質
- ロ 家畜伝染病病原体の管理
- ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
- ニ 家畜伝染病発生予防規程

五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の一部又は一部に十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。

(記帳)

第五十六条の二十二 法第四十六条の十五第一項

の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量
- 二 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
- 三 家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
- 四 使用に係る家畜伝染病病原体の種類
- 五 家畜伝染病病原体の使用の年月日
- 六 滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
- 七 家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
- 八 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
- 九 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
- 十 家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
- 十一 家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名
- 十二 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入った者の氏名
- 十三 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
- 十四 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- 十五 取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2 前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を開鎖しなければならない。

4 法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の開鎖後一年間行うものとする。

(家畜伝染病病原体の保管の基準)

第五十六条の二十三 法第四十六条の十七第一項

の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。
 - 一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
 - 二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室）にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、

は、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室）にあつては、当該動物非使用検査室」とあるのは、「実験室等」とする。

(家畜伝染病病原体の使用の基準)

第五十六条の二十四 法第四十六条の十七第一項

の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。
- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等を持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用した者は、使用日から起算して七日

間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。

十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。

十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

- イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。
- ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の取扱施設（第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。）における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等に

つては、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。

三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。

イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

七 実験室等（動物非使用検査室を除く。）からの排気は、排気設備により滅菌等をするこ

八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）からの排水は、滅菌等設備により滅菌等すること。

九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、衣服及び防護具を当該実験室

等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等すること。

ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等すること。

十 当該実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れられないこと。

十一 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

二 当該実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。ただし、第五十六条の九第一項第四号ハ（一）から（三）までのいずれにも該当する場合は、この限りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十二 実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

三 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九第

二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等に同条第一項第三号ニの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等すること。

七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れて当該滅菌等設備から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。

八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。

九 実験室等における作業に関係しない動物を

当該実験室等に入れられないこと。

十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

九 実験室等における作業に関係しない動物を

当該実験室等に入れられないこと。

十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

九 実験室等における作業に関係しない動物を

当該実験室等に入れられないこと。

十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

九 実験室等における作業に関係しない動物を

第五十六条の二十五 法第四十六条の十七第一項

（監視伝染病病原体の運搬及び滅菌等の基準）

法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）に入れた状態で行うこと。

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の第十八第二項（法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 ベシキユロウイルス・ベシキユラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

二 ベシキユロウイルス・ベシキユラーストマティティスインデアナウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

三 ベシキユロウイルス・ベシキユラーストマティティスニュージャージーウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

四 パストレラ・マルトシダ（炭疽）膜抗原型がB又はEであるものであつて、菌体抗原型がHedlestonの型別で二又は二・五であるものに限る。）（別名出血性敗血症菌）

五 ブルセラ・オビス（別名ブルセラ症菌）

六 マイコバクテリウム・カプレ（別名結核菌）

七 レンチウイルス・エクインインフェクシヤスアネミアウイルス（別名馬伝染性貧血ウイルス）

八 エンテロウイルス・スワインベシキユラードイジーズウイルス（別名豚水疱病ウイルス）

九 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（第五十六条の第三十一号イからリまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

十 エイブラウイルス・ニューカッスルデイズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）（別名ニューカッスル病ウイルス）

イ 鶏の初生ひなにおけるICPIが〇・七以上であること。

ロ 次のいずれにも該当すること。
(1) F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。
(2) F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

十一 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ症菌）

十二 マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルス（別名悪性カタル熱ウイルス）

十三 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二（別名悪性カタル熱ウイルス）

十四 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（血清型がH3N8又はH7N7であるものであつて、馬から分離されたものに限る。）（別名馬インフルエンザウイルス）

十五 ベシキユロウイルス・ベシキユラーストマティティス・マオプスウイルス（別名豚水疱疹ウイルス）

（届出伝染病等病原体の所持の届出）

第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書

二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付けた箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 所持の開始の年月日
三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備
（家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準）

第五十六条の二十九 法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。
一 保管庫において、密封することができ、容器に入れられた状態で行うこと。
二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行うこととする。

（所持の届出に係る変更及び不所持の届出）

第五十六条の三十 法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。

（記帳）

第五十六条の三十一 法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量

二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日

三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所

四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類

五 届出伝染病等病原体の使用の年月日

六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類

七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日

八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所

九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名
十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名
十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2 前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとする。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものではない場合

(2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき

ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果

を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

二 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。

ロ 第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めることにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。

六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

(届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準)
第五十六条の三十三 法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き

届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 届出伝染病等病原体の保管施設(届出伝染病等病原体を実験室内において保管する場合同じ)に、当該実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室内においては、専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用して作業すること。

二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネット内で行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものではない場合

ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。

六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。

八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器

器に入れるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。

九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室内に入れないこと。

十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体業務従事者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ 前条第一項第四号の実験室等において同号口の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等を行うこと。

ニ やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ヘ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。

ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。

(適用除外となる病原体)
第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)

二 ペスチウイルス・クラシカルスウィンフーバーウイルス(GPEV)株に限る。)

三 マイコバクテリウム・ボリス(bacille Calmette Guerin)株に限る。)

四 生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。)

五 又は再生医療等製品(同令第二百十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。)

五 生物学的製剤又は再生医療等製品の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと認めて公示した病原体

(適用除外とならない病原体)
第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 第五十六条の三第十号に掲げる病原体であつて、血清型がH2N2、H5N1、H7N7又はH7N9であるもの(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。)

二 第五十六条の三第十一号に掲げる病原体であつて、血清型がH5N1、H7N7又はH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

三 第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げる病原体

四 第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清型がH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

第六章 雑則
第六節 動物用生物学的製剤の指定
第五十七条 生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定に

一 動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定に

より読み替えて適用される医薬品医療機器等
 法第十四条第一項、第十九条の二第二項、第
 二十三条の二の五第一項又は第二十三條の二
 の十七第一項の承認を受けていない動物用生
 物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山
 羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、き
 じ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、う
 さぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）
 二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防
 液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ
 予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨー
 ニン

（証明書）
 第五十七條の二 法第五十一條第三項の証明書の
 様式は、別記様式第四十八号とする。

第五十八條 法第五十二條第一項及び第二項の報
 告を求める場合には、次に掲げる事項を記載し
 た報告請求書を交付してしなければならない。
 ただし、都道府県知事が五十人を超える者から
 同条第一項の報告を求めようとするときは、次
 に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示す
 るとともに公衆の見やすい場所に掲示して報告
 請求書の交付に代えることができる。

一 実施の目的
 二 報告すべき事項
 三 報告書の提出期限
 四 その他必要な事項
 （証票）

第五十九條 法第五十四條の規定による証票の様
 式は、別記様式第四十九号とする。

（手当金及び特別手当金の不交付又は返還の対
 象者）
 第六十條 法第五十八條第一項ただし書及び第二
 項ただし書の農林水産省令で定める者は、同条
 第一項各号に掲げる動物若しくは物品又は同条
 第二項各号に掲げる家畜若しくは物品（以下
 「動物等」という。）の所有者のうち次のいづれ
 かに該当する者（以下「減額対象者」という。）
 とする。

一 当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を
 総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別
 手当金の交付の原因となつた疾病（以下「原
 因疾病」という。）の発生の予防又はまん延
 の防止のための措置を適切に講じなかつた
 認められる者
 イ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

ロ 都道府県に対する原因疾病に係る早期の
 通報の実施状況
 ハ 都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長
 が原因疾病のまん延を防止するため講じた
 措置に対する協力の状況

二 当該動物等の所有者以外に当該動物等を管
 理する者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航
 空機による運送業者で当該動物等の運送の委
 託を受けた者を除く。以下「管理者」とい
 う。）があり、かつ、当該管理者が前号に掲
 げる者に該当する場合における当該動物等の
 所有者
 （手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方
 法）

第六十一條 国は、動物等の所有者に対し、手当
 金又は特別手当金を交付する前にその者が減額
 対象者であることが判明した場合にあつては、
 交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一
 部を交付しないものとし、手当金又は特別手当
 金を交付した後にその者が減額対象者であるこ
 とが判明した場合にあつては、交付した手当金
 又は特別手当金の全部又は一部を返還させるも
 のとする。

2 前項の場合において、交付しないものとし、
 又は返還させるものとする手当金又は特別手当
 金の額は、交付すべき手当金又は特別手当金の
 額に減額割合を乗じて得た額とする。
 3 前項の減額割合は、減額対象者（その者以外
 に管理者がある場合にあつては、当該管理者）
 の前条第一号イからハまでに掲げる状況等を総
 合的に勘案して農林水産大臣が決定するものと
 する。

4 農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定す
 るには、家畜の伝染性疾病の予防に關し学識経
 験のある者、畜産業に關し学識経験のある者及
 び法律に關し学識経験のある者それぞれ一名以
 上の意見を聴かなければならない。
 （評価人）

第六十二條 法第五十八條第五項及び令第十一條
 第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以
 外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及
 び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるも
 ののうちからそれぞれ一名以上選定するものと
 する。
 （交付の対象となる額の計算方法）

第六十三條 令第十条の農林水産省令で定めると
 ころにより計算した額は、次の各号に掲げる区
 分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家畜 次に掲げる額（売上げの減少額以外
 のものにあつては、通常必要であると認めら
 れるものに限る。）の合計額
 イ 法第三十二條から第三十四條までの規定
 による禁止、停止又は制限（以下「特定移
 動制限等」という。）の期間において飼養
 される家畜（当該特定移動制限等に従わな
 かつた者が飼養するものを除く。以下「対
 象家畜」という。）のうち、当該特定移動
 制限等の対象となる区域内において飼養さ
 れるものであつて、当該特定移動制限等に
 より出荷が制限されたものに係る売上げの
 減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額
 （当該特定移動制限等に起因するものに限
 る。）

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて飼養される対象家畜であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先（当該特定
 移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷
 が予定されていた出荷先をいう。以下この
 号において同じ。）に出荷することができ
 なくなつたため、当該予定出荷先以外の出
 荷先に出荷されたものに係る売上げの減少
 額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該
 特定移動制限等に起因するものに限る。）
 ハ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて飼養される対象家畜であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先に出荷する
 ことができなくなり、かつ、やむを得ない
 事情により当該予定出荷先以外の出荷先に
 も出荷することができなかつたため、当該
 特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先
 に出荷され、又はやむを得ず処分されたも
 のに係る売上げの減少額及び飼料費の増加
 額（当該特定移動制限等に起因するものに
 限る。）

二 家畜の死体 次に掲げる額（通常必要であ
 ると認められるものに限る。）の合計額
 イ 特定移動制限等により販売又は飼養の継
 続が困難となつたため、やむを得ず処分さ
 れた対象家畜の死体に係る焼却等施設（焼
 却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下
 同じ。）までの輸送費及び焼却費、埋却費
 又は化製費の実費
 ロ 対象家畜の死体（イの死体に該当するも
 のを除く。）であつて、特定移動制限等に
 より当該死体を通常化製する化製場におい

て化製することができなくなつたため、当
 該化製場以外の化製場において化製された
 ものに係る輸送費及び化製費の増加額（当
 該特定移動制限等に起因するものに限る。）
 三 物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五
 年法律第二百九号）第四条第一項に規定する
 家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五
 項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下
 この号において同じ。）次に掲げる額（売上
 げの減少額以外のものにあつては、通常必要
 であると認められるものに限る。）の合計額
 イ 対象家畜が生産した物品（以下「対象物
 品」という。）のうち、特定移動制限等の
 対象となる区域内において生産されたもの
 であつて、当該特定移動制限等により出荷
 が制限されたものに係る売上げの減少額及
 び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に
 起因するものに限る。）並びに保管施設に
 おける保管費及び荷役費の実費
 ロ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて生産された対象物品であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先（当該特定
 移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷
 が予定されていた出荷先をいう。以下この
 号において同じ。）に出荷することができ
 なくなつたため、当該予定出荷先以外の出
 荷先に出荷されたものに係る売上げの減少
 額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限
 等に起因するものに限る。）並びに保管施
 設における保管費及び荷役費の実費
 ハ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて生産された対象物品であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先に出荷する
 ことができなくなり、かつ、やむを得ない
 事情により当該予定出荷先以外の出荷先に
 も出荷することができなかつたため、当該
 特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先
 に出荷され、又はやむを得ず処分されたも
 のに係る売上げの減少額及び輸送費の増加
 額（当該特定移動制限等に起因するものに
 限る。）並びに保管施設における保管費及
 び荷役費の実費
 ニ 特定移動制限等により販売が困難となつ
 たため、やむを得ず処分された対象物品に
 係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、
 埋却費又は化製費の実費

ロ 対象家畜の死体（イの死体に該当するも
 のを除く。）であつて、特定移動制限等に
 より当該死体を通常化製する化製場におい

て化製することができなくなつたため、当
 該化製場以外の化製場において化製された
 ものに係る輸送費及び化製費の増加額（当
 該特定移動制限等に起因するものに限る。）
 三 物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五
 年法律第二百九号）第四条第一項に規定する
 家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五
 項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下
 この号において同じ。）次に掲げる額（売上
 げの減少額以外のものにあつては、通常必要
 であると認められるものに限る。）の合計額
 イ 対象家畜が生産した物品（以下「対象物
 品」という。）のうち、特定移動制限等の
 対象となる区域内において生産されたもの
 であつて、当該特定移動制限等により出荷
 が制限されたものに係る売上げの減少額及
 び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に
 起因するものに限る。）並びに保管施設に
 おける保管費及び荷役費の実費
 ロ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて生産された対象物品であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先（当該特定
 移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷
 が予定されていた出荷先をいう。以下この
 号において同じ。）に出荷することができ
 なくなつたため、当該予定出荷先以外の出
 荷先に出荷されたものに係る売上げの減少
 額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限
 等に起因するものに限る。）並びに保管施
 設における保管費及び荷役費の実費
 ハ 特定移動制限等の対象となる区域外にお
 いて生産された対象物品であつて、当該特
 定移動制限等により予定出荷先に出荷する
 ことができなくなり、かつ、やむを得ない
 事情により当該予定出荷先以外の出荷先に
 も出荷することができなかつたため、当該
 特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先
 に出荷され、又はやむを得ず処分されたも
 のに係る売上げの減少額及び輸送費の増加
 額（当該特定移動制限等に起因するものに
 限る。）並びに保管施設における保管費及
 び荷役費の実費
 ニ 特定移動制限等により販売が困難となつ
 たため、やむを得ず処分された対象物品に
 係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、
 埋却費又は化製費の実費

(補償の対象となる損失)
第六十四条 令第十一條第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七條の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。
 (管理者に対する適用)
第六十五条 この省令中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対して適用する。

附則 この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日(昭和二十六年六月一日)から施行する。ただし、第十六條から第十九條までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
附則 (昭和二十七年四月一日農林省令第二一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月三十一日農林省令第四四号)
 この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。
附則 (昭和二十八年二月二五日農林省令第七五号)
 この省令は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月一日農林省令第一七号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月一日農林省令第四八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月三十一日農林省令第一〇号)抄
 この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。
附則 (昭和三十一年九月一日農林省令第四六号)抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月一日農林省令第四九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月一日農林省令第四九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月一日農林省令第四九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月一日農林省令第四九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年四月一日農林省令第一二号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十四年六月三〇日農林省令第三二号)
 この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年一月二五日農林省令第五三三号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十六年二月一日農林省令第三号)抄
 この省令は、法の施行の日(昭和三十六年二月一日)から施行する。

附則 (昭和三十六年九月二〇日農林省令第四三三号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十七年二月二日農林省令第六六号)
 この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年七月一日農林省令第四四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十八年八月三〇日農林省令第五三三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年四月八日農林省令第一六号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十九年九月一日農林省令第三四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年九月五日農林省令第四一四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四十二年一月二四日農林省令第五五五号)
 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十三年五月二日農林省令第三〇号)
 この省令は、昭和四十三年五月十六日から施行する。

附則 (昭和四三年九月五日農林省令第五四号)
 この省令は、昭和四十三年九月二十日から施行する。
附則 (昭和四四年三月二四日農林省令第一二二号)抄
 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第四十五條、第四十七條及び第五十三條の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年八月二九日農林省令第四四四号)
 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
附則 (昭和四五年五月二九日農林省令第三三三号)
 この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則 (昭和四五年七月三〇日農林省令第四四四号)
 この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。
附則 (昭和四六年一月三〇日農林省令第六六号)
 この省令は、昭和四十六年二月一日から施行する。

附則 (昭和四六年八月二日農林省令第六二二号)抄
 この省令は、昭和四十六年九月五日から施行する。ただし、第四十三條、第四十五條第四号及び第五号並びに第四十七條の改正規定は、昭和四十六年十二月五日から施行する。

附則 (昭和四七年三月二七日農林省令第一二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附則 (昭和四七年五月一三日農林省令第二九号)抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年三月二七日農林省令第一二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年三月二七日農林省令第一二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改正に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。
附則 (昭和四七年八月一日農林省令第五三三号)
 この省令は、昭和四十七年八月二十五日から施行する。

附則 (昭和四七年二月二三日農林省令第七〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四八年二月二七日農林省令第一〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年四月二五日農林省令第三三三号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七條の改正規定中「東京国際空港」の下に「新潟空港」を加える部分の規定は、昭和四十八年六月十五日から施行する。

附則 (昭和四八年八月一七日農林省令第五三三号)
 この省令は、昭和四十八年八月二十五日から施行する。
附則 (昭和四九年五月一日農林省令第二二二号)
 この省令は、昭和四十九年五月十五日から施行する。

附則 (昭和五〇年五月七日農林省令第二七号)抄
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五〇年七月九日農林省令第三九号)
 この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月一八日農林省令第四七号)抄
 この省令は、昭和五十年十月十八日から施行する。
附則 (昭和五一年三月一〇日農林省令第六号)
 この省令は、昭和五十一年三月十五日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二七日農林省令第一八号)
 この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第四十七條の表の改正規定

殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締りに関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばつり漁業の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるさばつり漁業等の漁業の取締りに関する省令、いかし等流し網漁業の取締りに関する省令、いかし等流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができ。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成五年四月一日農林水産省令 第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「富山空港」を加える部分は、平成五年四月二十六日から施行する。

附則（平成五年七月二〇日農林水産省令 第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年九月二四日農林水産省令 第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一〇月二九日農林水産省令 第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年一月一四日農林水産省令 第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年四月一日農林水産省令 第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「函館空港」を加える部分は、平成六年四月四日から施行する。

附則（平成六年四月二二日農林水産省令 第二七号）

この省令は公布の日から施行する。

附則（平成六年九月二日農林水産省令 第五六号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附則（平成六年九月二六日農林水産省令 第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月三一日農林水産省令 第二四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、「青森空港」を加える部分は、平成七年四月二日、「松山空港」を加える部分は、平成七年四月四日から施行する。

附則（平成八年三月二九日農林水産省令 第一一号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年八月二日農林水産省令 第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年一〇月一五日農林水産省令 第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一月二一日農林水産省令 第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二五日農林水産省令 第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二五日農林水産省令 第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。及び平成九年二月二十一日以後に台湾を經由していないものについての同条の規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二七日農林水産省令 第一四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一八日農林水産省令 第三〇号）

この省令は、平成九年四月二十七日から施行する。

附則（平成九年七月一日農林水産省令 第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一〇月三日農林水産省令 第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月一七日農林水産省令 第一〇号）

この省令は、平成一〇年三月二十五日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。及び平成九年二月二十一日以後に台湾を經由していないものについての同条の規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二七日農林水産省令 第一四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一八日農林水産省令 第三〇号）

この省令は、平成九年四月二十七日から施行する。

附則（平成九年七月一日農林水産省令 第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一〇月三日農林水産省令 第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月一七日農林水産省令 第一〇号）

この省令は、平成一〇年三月二十五日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。及び平成九年二月二十一日以後に台湾を經由していないものについての同条の規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二七日農林水産省令 第一四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一八日農林水産省令 第三〇号）

この省令は、平成九年四月二十七日から施行する。

附則（平成九年七月一日農林水産省令 第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一〇月三日農林水産省令 第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月一七日農林水産省令 第一〇号）

この省令は、平成一〇年三月二十五日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令 第一四号）抄

附則（平成二十二年二月九日農林水産省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年四月三〇日農林水産省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年六月一七日農林水産省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年二月二〇日農林水産省令第八七号）
この省令は、平成二十一年十二月二十日から施行する。

この省令は、平成二十一年十二月二十日から施行する。

附則（平成二十二年一月三十一日農林水産省令第五号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月四日農林水産省令第一〇号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第五十四条の規定により交付された家畜防疫官の身分を示す証券であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、新規則別記様式第三十一号によるものとみなす。

附則（平成二十二年三月三十一日農林水産省令第四九号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年四月一〇日農林水産省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第三号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十二年三月二十六日以前に大韓民国から発送されたものうち、平成二十二年三月二日以前にと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表の上欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないで大韓民国に輸入された

ものから生産されたものであることが大韓民国政府機関により証明され、かつ、平成二十二年三月二十六日以前に大韓民国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成二十二年三月三日以後に大韓民国を経由していないものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十二年五月三十一日農林水産省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表第二号の規定により、この省令の改正前に農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定した施設において、農林水産大臣の定める基準に従つて加熱処理したものである旨を記載した輸出の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してある偶蹄類の動物の肉、臓器並びに偶蹄類の動物の肉及び臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンについては、平成二十三年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
附則（平成二十二年九月一日農林水産省令第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成二十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十二年九月二八日農林水産省令第八七号）
この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則（平成二十二年一月七日農林水産省令第九三号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十二年十月二十五日以前にウルグアイから発送されたものうち、平成二十二年十月一日以前にウルグアイにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行す

る証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでウルグアイに輸入されたものから生産されたものであることがウルグアイ政府機関により証明され、かつ、平成二十二年十月二十五日以前にウルグアイ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成二十二年十月二日以後にウルグアイを経由していないものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月三〇日農林水産省令第一〇一号）
（施行期日）

1 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二百二十三号）次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十二月二日）から施行する。ただし、第四十三条、第四十五条第一項及び第四十七条の改正規定は、平成二十二年十二月三十日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行前に、改正法による改正前の家畜伝染病予防法第八八条（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された証明書又は改正前の家畜伝染病予防法施行規則第十五条第一項の規定により交付された命令書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第九号、第十号又は第十二号によるものとみなす。
附則（平成二十二年二月二八日農林水産省令第一〇九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年三月八日農林水産省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年三月二七日農林水産省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十三年三月二十日以前にオランダから発送されたものうち、平成二十三年一月二十五日以前にオランダにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）にお

いて偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでオランダに輸入されたものから生産されたものであることがオランダ政府機関により証明され、かつ、平成二十三年三月二十日以前にオランダ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成二十三年一月二十六日以後にオランダを経由していないものについては、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十三年三月十二日以前にフランスから発送されたものうち、平成二十三年一月二十五日以前にフランスにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は非規制地域において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでフランスに輸入されたものであることがフランス政府機関により証明され、かつ、平成二十三年三月十二日以前にフランス政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成二十三年一月二十六日以後にフランスを経由しては、なお従前の例による。

附則（平成二十三年四月三日農林水産省令第八七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十三年三月二十一日以前にアイルランドから発送されたものうち、平成二十三年一月二十五日以前にアイルランドにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から

他の地域を経由しないでアイルランドに輸入されたものから生産されたものであることがアイルランド政府機関により証明され、かつ、平成十三年三月二十一日以前にアイルランド政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にアイルランドを経由していないものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一三年四月二七日農林水産省令第九六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年九月一〇日農林水産省令第一二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年四月二二日農林水産省令第三八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年六月四日農林水産省令第四九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年六月一四日農林水産省令第五一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年七月一日農林水産省令第五九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日)
この省令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の施行の日(平成十四年七月四日)から施行する。

附則 (平成一四年七月一六日農林水産省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年一〇月二二日農林水産省令第八二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年三月二八日農林水産省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年三月三一日農林水産省令第三〇号)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月二三日農林水産省令第五九号)
この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

附則 (平成一五年六月三〇日農林水産省令第六九号) 抄
この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。

附則 (平成一五年七月九日農林水産省令第七四号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 ヨーネ病に係るエライザ法による検査の要領については、平成十六年七月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則 (平成一五年八月二九日農林水産省令第八八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年一〇月六日農林水産省令第一一三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年二月一〇日農林水産省令第九九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年三月二六日農林水産省令第二七号)
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日農林水産省令第四八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年九月九日農林水産省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに別記様式第十四号及び第十四号の二の改正規定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月六日農林水産省令第七五号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年一二月二二日農林水産省令第九五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年一二月二二日農林水産省令第一〇三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十六年十一月六日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一六年一二月二四日農林水産省令第一〇七号) 抄
この省令は、平成一六年一二月二四日から施行する。

附則 (平成一七年二月一〇日農林水産省令第九号)
この省令は、平成一七年二月十七日から施行する。

附則 (平成一七年三月三〇日農林水産省令第四六号)
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年八月三一日農林水産省令第九八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則(次項において「新規則」という。)第四十七条の二第二号に掲げる動物(だちよう及びかも目の鳥類(あひる及びがちょうを除く。))に限る。次項において同じ。)を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

3 新規規則第四十七条の二第二号に掲げる動物については家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が平成十七年十月十日までの間に新規規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつているときは、新規規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければならぬ。

附則 (平成一七年九月五日農林水産省令第一〇一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月八日農林水産省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二三日農林水産省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附則 (平成一八年三月三〇日農林水産省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年六月七日農林水産省令第五七号)
この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附則 (平成一九年八月二二日農林水産省令第六九号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当欄に掲げる物であつて、平成十九年八月三日以前に英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下同じ。)から発送されたもののうち、平成十九年七月七日以前に英国においてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域(以下「非規制地域」という。)において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないで英国に輸入されたものから生産されたものであることが英国政府機関により証明され、かつ、平成十九年八月三日以前に英国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十九年七月八日以後に英国を経由していないものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一九年一〇月三一日農林水産省令第八三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年一〇月三一日農林水産省令第八三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第十号一及び別記様式第三十一号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第十号一及び別記様式第三十一号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当

分の間、これを取り繕って使用することができる。
3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一月三〇日農林水産省令第八八号）
この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二三日農林水産省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二二日農林水産省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六五号）
この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附則（平成二二年一月一四日農林水産省令第一号）
この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は公布の日の日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は公布の日の日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十七条の二第二号に掲げる動物（きじ及びほろほろ鳥に限る。次項において同じ。）を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

3 新規規則第四十七条の二第二号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が施行日から平成二十一年四月九日までの間に新規規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつているときは、新規規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規規則別記様式第二十一号の三による書面又は電磁的方法によりしなければならない。

附則（平成二二年四月七日農林水産省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年五月二七日農林水産省令第三五号）
この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。
附則（平成二二年一月六日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日の日から施行する。
附則（平成二二年一月一八日農林水産省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成二十二年一月七日以前に大韓民国から発送されたもののうち、次に掲げるものについては、なお従前の例による。
一 平成二十一年十二月十一日以前に船積みされたものであることが大韓民国政府機関により証明され、かつ、同日以前に大韓民国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書又はその写しを添付してあるもの
二 平成二十一年十二月十二日以後に大韓民国を経由していないもの
附則（平成二二年三月九日農林水産省令第一五号）
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。
附則（平成二二年二月四日農林水産省令第四号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 ブルセラ病の検査の方法については、平成二十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
附則（平成二三年四月二日農林水産省令第二六号）
この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第六十三条を第六十四条とする改正規定、第六十二条の改正規定及び同条を第六十三条とする改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。
附則（平成二三年四月二二日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二三年六月二二日農林水産省令第三八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

（家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 施行日前に都道府県知事が第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十三条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従つた者が当該特定移動制限の期間において飼養する家さんのうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたもの（前条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定により同号イに規定する対象家さんとみなされた家さんを含む。）に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に関する費用の増加に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附則（平成二三年八月二日農林水産省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二三年九月三〇日農林水産省令第五七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

（定期の報告に関する経過措置）
第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条の規則（以下「新規則」という。）第二十一条の二及び第二十一条の三の規定にかかわらず、農場（畜舎及び卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。）ごとに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項（その飼養している家畜の頭羽数、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びびのしじにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の

所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。
一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
二 畜舎及び卵舎の数
2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第一号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

（検査のための係留期間に関する経過措置）
第三条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第一項の規定により係留している動物に係る係留期間については、なお従前の例による。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。
一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合 当該猶予期間が経過した日
二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

2 新規規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。
3 新規規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。
第五条 新規規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替へ

る。所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合 当該猶予期間が経過した日
二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

2 新規規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。
3 新規規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。
第五条 新規規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替へ

る。所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してなければならない。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合 当該猶予期間が経過した日
二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

2 新規規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。
3 新規規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。
第五条 新規規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替へ

る。所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してなければならない。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合 当該猶予期間が経過した日
二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

2 新規規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。
3 新規規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。
第五条 新規規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替へ

る。所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してなければならない。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合 当該猶予期間が経過した日
二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

| 都道府県及び関係機関(団体) | 都道府県 | | 関係機関(団体) | |
|----------------|------|----------|----------|----------|
| | 都道府県 | 関係機関(団体) | 都道府県 | 関係機関(団体) |
| 知事 | 知事 | 知事 | 知事 | 知事 |
| 副知事 | 副知事 | 副知事 | 副知事 | 副知事 |
| 部長 | 部長 | 部長 | 部長 | 部長 |
| 課長 | 課長 | 課長 | 課長 | 課長 |
| 主任 | 主任 | 主任 | 主任 | 主任 |
| その他 | その他 | その他 | その他 | その他 |
| 職員 | 職員 | 職員 | 職員 | 職員 |
| その他 | その他 | その他 | その他 | その他 |
| 職員 | 職員 | 職員 | 職員 | 職員 |
| その他 | その他 | その他 | その他 | その他 |

注：「関係機関」は、農林水産省、関係都道府県、関係関係機関(団体)を指す。関係関係機関(団体)は、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。また、本表に記載されていない関係関係機関(団体)は、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

① 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

② 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

③ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

④ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑤ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑥ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑦ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑧ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑨ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑩ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

は「関係関係機関(団体)」の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

① 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

② 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

③ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

④ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑤ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑥ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑦ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑧ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑨ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

⑩ 「関係関係機関(団体)」とは、関係関係機関(団体)の職員が関係関係機関(団体)に所属していることを指す。

附則（平成二四年三月二七日農林水産省令第一八号）
この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月一日農林水産省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定は平成二五年三月七日から、別表第一の改正規定は平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二四日農林水産省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月六日農林水産省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月一八日農林水産省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月一〇日農林水産省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年一〇月二四日農林水産省令第六八号）
この省令は、平成二八年十一月一日から施行する。

附則（平成二八年一〇月三一日農林水産省令第七〇号）
この省令は、平成二九年十一月一日から施行する。

附則（平成二九年一月三〇日農林水産省令第八号）
この省令は、平成二九年二月一日から施行する。

附則（平成二九年二月二八日農林水産省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年六月二二日農林水産省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一〇月二七日農林水産省令第六二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月一六日農林水産省令第二二二号）
この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年四月二日農林水産省令第二四二号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、家畜伝染病予防法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の三、第五十六条の八、第五十六条の九、第五十六条の二十七、第五十六条の三十二、第五十六条の三十四及び第五十六条の三十五に係る改正規定は、平成三十一年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

この省令による改正後の規則第五十六条の三第二号、第五号、第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体（同条第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体については、血清型がH7N9であるものに限る。）に係る家畜伝染病予防法第四十六条の五第一項の許可を受けようとする者は、施行日の前においても、その申請を行うことができる。

附則（平成三〇年六月二七日農林水産省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年七月一九日農林水産省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年九月一〇日農林水産省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年九月一日農林水産省令第六一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年一月二日農林水産省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月一四日農林水産省令第一四四号）
この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令
第一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（令和元年六月二十七日農林水産省令
第一〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（令和元年七月二十六日農林水産省令
第二〇号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月二十九日農林水産省令
第二一号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年八月二十六日農林水産省令
第二七号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年九月一三日農林水産省令
第二九号）抄
（施行期日）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年一〇月一五日農林水産省令
第三三九号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年十二月一六日農林水産省令
第四七号）
（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月五日農林水産省令
第七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則に規定する豚コレラ又はアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則に規定する豚熱又はアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

附則（令和二年三月九日農林水産省令
第一四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の二の項の改正規定中23及び29に係る部分は同年十一月一日から、3、9及び21に係る部分は令和三年四月一日から施行する。

（家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の二の項13の規定は、令和二年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。（処理済みの飼料の利用に関する経過措置）

第三条 旧規則別表第二の二の項10の規定は、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和二年三月一七日農林水産省令
第一六号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二四日農林水産省令
第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の次に三条を加える改正規定（同令第二十一条の三第一項第三号及び第二十一条の四に係る部分に限る。）は同法附

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から、第一条中同令第十三条の改正規定（第三十一条第一項）を「第三十一条第三項」に改める部分に限る。）、同令第十四条の改正規定、同令第四十条に一項を加える改正規定、同令別記様式第十号の改正規定（第31条第2項）を「第31条第3項」に改める部分に限る。）、及び同令別記様式第四十九号の改正規定（第三十一条第一項）の下に「若しくは第二項」を加える部分に限る。）、並びに第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢・粘膜炎、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎、脳脊髄炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチゾン病、あひるウイルスリンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパノソーマ病、トリコモナス症、ヘンドラウイルス感染症、トキソプラズマ症、山羊関節炎・脳炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチゾン症、あひるウイルス性肝炎、兔出血病、バロア症又はノゼマ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（令和二年六月三〇日農林水産省令
第四六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則別表第二の一の項の改正規定中9に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中24に係る部分の規定 令和三年十月一日

三 第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の五の改正規定、同令別表第二の一の項の改正規定中3に係る部分、同表第二の三の項の改正規定中3に係る部分及び同表第二の四の項の改正規定中3に係る部分の規定 令和四年二月一日

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置等及び家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の三の項12及び14の規定は、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

（情報の周知に関する経過措置）

第三条 旧規則別表第二の四の項17の規定は、令和四年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和二年八月三十一日農林水産省令
第五七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二日農林水産省令
第八三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（令和三年三月二日農林水産省令
第七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

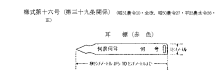
樣式第十四号 削除
樣式第十五号 (第二十五条關係)

樣式第十四号 (第二十五条關係) (第三十九条關係)

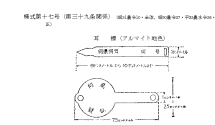
圖 1 第一号(第一号) (第二号) (第三号) (第四号) (第五号) (第六号) (第七号) (第八号) (第九号) (第十号) (第十一号) (第十二号) (第十三号) (第十四号) (第十五号) (第十六号) (第十七号) (第十八号) (第十九号) (第二十号) (第二十一号) (第二十二号) (第二十三号) (第二十四号) (第二十五号) (第二十六号) (第二十七号) (第二十八号) (第二十九号) (第三十号) (第三十一号) (第三十二号) (第三十三号) (第三十四号) (第三十五号) (第三十六号) (第三十七号) (第三十八号) (第三十九号) (第四十号) (第四十一号) (第四十二号) (第四十三号) (第四十四号) (第四十五号) (第四十六号) (第四十七号) (第四十八号) (第四十九号) (第五十号) (第五十一号) (第五十二号) (第五十三号) (第五十四号) (第五十五号) (第五十六号) (第五十七号) (第五十八号) (第五十九号) (第六十号) (第六十一号) (第六十二号) (第六十三号) (第六十四号) (第六十五号) (第六十六号) (第六十七号) (第六十八号) (第六十九号) (第七十号) (第七十一号) (第七十二号) (第七十三号) (第七十四号) (第七十五号) (第七十六号) (第七十七号) (第七十八号) (第七十九号) (第八十号) (第八十一号) (第八十二号) (第八十三号) (第八十四号) (第八十五号) (第八十六号) (第八十七号) (第八十八号) (第八十九号) (第九十号) (第九十一号) (第九十二号) (第九十三号) (第九十四号) (第九十五号) (第九十六号) (第九十七号) (第九十八号) (第九十九号) (第一百号)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 第一号 | 第二号 | 第三号 | 第四号 | 第五号 | 第六号 | 第七号 | 第八号 | 第九号 | 第十号 | 第十一号 | 第十二号 | 第十三号 | 第十四号 | 第十五号 | 第十六号 | 第十七号 | 第十八号 | 第十九号 | 第二十号 | 第二十一号 | 第二十二号 | 第二十三号 | 第二十四号 | 第二十五号 | 第二十六号 | 第二十七号 | 第二十八号 | 第二十九号 | 第三十号 | 第三十一号 | 第三十二号 | 第三十三号 | 第三十四号 | 第三十五号 | 第三十六号 | 第三十七号 | 第三十八号 | 第三十九号 | 第四十号 | 第四十一号 | 第四十二号 | 第四十三号 | 第四十四号 | 第四十五号 | 第四十六号 | 第四十七号 | 第四十八号 | 第四十九号 | 第五十号 | 第五十一号 | 第五十二号 | 第五十三号 | 第五十四号 | 第五十五号 | 第五十六号 | 第五十七号 | 第五十八号 | 第五十九号 | 第六十号 | 第六十一号 | 第六十二号 | 第六十三号 | 第六十四号 | 第六十五号 | 第六十六号 | 第六十七号 | 第六十八号 | 第六十九号 | 第七十号 | 第七十一号 | 第七十二号 | 第七十三号 | 第七十四号 | 第七十五号 | 第七十六号 | 第七十七号 | 第七十八号 | 第七十九号 | 第八十号 | 第八十一号 | 第八十二号 | 第八十三号 | 第八十四号 | 第八十五号 | 第八十六号 | 第八十七号 | 第八十八号 | 第八十九号 | 第九十号 | 第九十一号 | 第九十二号 | 第九十三号 | 第九十四号 | 第九十五号 | 第九十六号 | 第九十七号 | 第九十八号 | 第九十九号 | 第一百号 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|

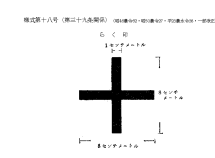
樣式第十六号 (第三十九条關係)



樣式第十七号 (第三十九条關係)



樣式第十八号 (第三十九条關係)



二の四 輸出検査申請書

申請者(法人名) 【法人の場合は、その名義及び代表者の住所を記入する】

輸出品目

動物検疫所長様へ
下記のとおり輸出したいので検査を申請いたします。

| | |
|--|--|
| 種別 | |
| 数量(個数) | |
| 輸出時期 | |
| 包装形態の種類 | |
| 仕入年月日 | |
| 原産国及び産地 | |
| 輸入検疫所長様へ送付する 動物検疫所長様へ送付する 動物検疫所長様へ送付する | |
| 備考 | |

住所 東京都中央区
 代表取締役 〇〇〇〇
 〒〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇

注意 1 欄外には、輸出物の検疫及び検疫検査、受検及び検査結果等について、該当品について受検記録がなされているものを輸出する場合は、その受検番号を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

二の四 輸出検査申請書

動物検疫所長様へ
下記のとおり輸出したいので検査を申請いたします。

種別

数量(個数)

輸出時期

包装形態の種類

仕入年月日

原産国及び産地

輸入検疫所長様へ送付する
動物検疫所長様へ送付する
動物検疫所長様へ送付する

備考

注意 1 欄外には、輸出物の検疫及び検疫検査、受検及び検査結果等について、該当品について受検記録がなされているものを輸出する場合は、その受検番号を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

【動物検疫所】

| | |
|----------|--|
| 申請者(法人名) | |
| 数量(個数) | |
| 輸出時期 | |
| 包装形態の種類 | |
| 仕入年月日 | |
| 原産国及び産地 | |
| 備考 | |

注意 1 本表は、検疫及び動物検疫所と共通の様式を使用して輸出申請を行う場合に限り使用すること。
 2 欄外には、輸出物の検疫及び検疫検査、受検及び検査結果等について、該当品について受検記録がなされているものを輸出する場合は、その受検番号を記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

輸出検査申請書
APPLICATION FOR EXPORT INSPECTION OF GOODS

申請者(法人名) 【法人の場合は、その名義及び代表者の住所を記入する】

輸出品目

動物検疫所長様へ
下記のとおり輸出したいので検査を申請いたします。

| | |
|---------|--|
| 種別 | |
| 数量(個数) | |
| 輸出時期 | |
| 包装形態の種類 | |
| 仕入年月日 | |
| 原産国及び産地 | |
| 備考 | |

住所 東京都中央区
 代表取締役 〇〇〇〇
 〒〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇

注意 1 欄外には、輸出物の検疫及び検疫検査、受検及び検査結果等について、該当品について受検記録がなされているものを輸出する場合は、その受検番号を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第四十二号 (第五十六條の二十五関係) (平成十一年三月三十一日現在)



記号として用いられる記号は、その図に示す記号の位置、形状、大きさ、色、及びその位置関係に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

| 記号 | 形状 | 色 | 寸法 |
|-----------|-----------|----|-------|
| 1. ドラム | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |
| 2. プラスチック | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |
| 3. ジャー | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |
| 4. 旗 | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |

| 記号 | 形状 | 色 | 寸法 |
|------|-----------|----|-------|
| 5. 旗 | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |
| 6. 旗 | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |

1 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 2 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 3 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 4 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

様式第四十三号 (第五十六條の二十五関係) (平成十一年三月三十一日現在)



記号として用いられる記号は、その図に示す記号の位置、形状、大きさ、色、及びその位置関係に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

| 記号 | 形状 | 色 | 寸法 |
|------|-----------|----|-------|
| 1. 旗 | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |

1 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 2 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 3 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

様式第四十四号 (第五十六條の二十五関係) (平成十一年三月三十一日現在)



記号として用いられる記号は、その図に示す記号の位置、形状、大きさ、色、及びその位置関係に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

| 記号 | 形状 | 色 | 寸法 |
|------|-----------|----|-------|
| 1. 旗 | A. 線 | 黒 | 1.5mm |
| | B. アルミニウム | 白色 | 1.5mm |
| | C. プラスチック | 白色 | 1.5mm |
| | D. 樹脂 | 白色 | 1.5mm |

1 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 2 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。
 3 (注) は、旗の形状に於いて、その図に示す記号と同一であることとする。

グ法（ヨ
ネ病診断
用メライ
ムポリメ
ーゼ連鎖
反応キット
（サイバ
ーグリン
を用いる
ものに限
る。）に
よる検査
の方法）
による検
査の場合
一、ヨー
菌核酸抽
出試薬を
用いて、
検体の糞
便からDNA
抽出液を
作製する
こと。

の項にお
いて「検
体調整液
」及び「
う。アル
タイム反
応P・C
液〇・
五ミリ
トに指示
陽性DNA
液（あら
じめヨー
菌のDNA
濃度が明
かである
D倍段階
希釈した
もの〇・
五ミリリ
ットを混
合し、た
この項に
おいて「
示陽性調
整液」と
いう。そ
れ〇・二
ミリリッ
容量のP
C用チュ
ーブ二本
又はPCR
用穴六つ
に〇・二
穴に〇・
二五ミリ
ットを注
入するこ
と。

五十度の
間で五分
間、九十五
度の十五
分間感作
した後、九
十五度の
温度で三
十分間温
度及び六十
八度の温
度の一分
間の感作
を四十五
回繰り返
すこと。
四、三の
感作後に、
二の検体
調整液の
蛍光強度
が上昇し
たものう
ち、六十
八度から
九十八度
までの間
で解離曲
線解析を行
つて検体調
整液が指示
陽性調整液
の温度と
解離温度
同様の解
離温度を示
した検体
を陽性と
し、それ
以外の検
体を陰性
とすること。
2、3の
クリーニ
グ法（ヨ
ネ病診断
用メライ
ムポリメ
ーゼ連鎖
反応キット
）を用い
る。

るもの限
る。検査
の方法）
による検
査の場合
一、ヨー
菌核酸抽
出試薬を
用いて、
検体の糞
便からDNA
抽出液を
作製する
こと。

(以下この項
 において
 一検体調整
 液」という
)、リアル
 タイムPCR
 R反応液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルに指示陽
 性DNA液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルを混合し
 たもの及び
 リアルタイ
 ムPCR反
 応液○・○
 四五ミリリ
 ットルに指
 示陰性液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルを混合し
 たものを、
 それぞれ調
 整すること。
 三二のチ
 ューブ又は
 プレート
 リアルタイ
 ムPCR装
 置により、
 四十度の温
 度で十分間、
 九十五度で
 十分間感作
 した後、九
 十五度の温
 度及び三十
 秒間の温
 十八度の温
 度での一分
 間の感作を
 四十五回繰
 り返すこと。

四三の感
 作後に、二
 の検体調整
 液が上昇し
 たもの、う
 ち、六十度
 から九十八
 度までの間
 で解離曲線
 解析を行つ
 て検体調整
 液が陽性解
 離温度を示
 した検体を
 陽性とし、
 陰性解離温
 度を示した
 検体を陰性
 とすること。
 三リアル
 タイムPCR
 法(ヨ
 ネ病診断用
 リアルタイ
 ムポリメラ
 ーゼ連鎖反
 応キット
)プローブを
 用いるもの
 に限る。)に
 よる方法)
 による検査
 の場合
 一ヨーネ
 菌核酸抽出
 試験を用い
 て、検体の
 糞便から糞
 便抽出DNA
 A液を作製
 すること。
 二リアル
 タイムPCR
 R反応液
 (DNAポリ
 メラーゼ、

ウラシ
 シラグリ
 イコンタ
 ル、プロ
 イマル、
 ロープを
 むものを
 う。以下
 の号にお
 て同じ。)
 ○・○四五
 ミリリット
 ルにリット
 製した糞
 抽出DNA
 液○・○
 四五ミリリ
 ットルを混
 合したもの
 (以下この
 項において
 一検体調整
 液」という
)、リアル
 タイムPCR
 R反応液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルに指示陽
 性DNA液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルを混合し
 たもの(以
 下この項に
 おいて、指
 示陽性調整
 液」という
)及びリア
 ルタイムP
 CR反応液
 ○・○四五
 ミリリット
 ルに指示陽
 性液○・○

○五ミ
 ットルを混
 合したものを
 れ○・二ミ
 リリット
 容量のPCR
 R二本又は
 ブC用九は
 P穴の二穴
 十六の二
 一○・○二
 ミリリット
 トルを分
 注すること。
 三二のチ
 ューブ又は
 プレート
 リアルタイ
 ムPCR装
 置により、
 五十度の温
 度で二分間、
 九十五度の
 温度で十分
 間感作した
 後、九十五
 度の温度で
 の三十秒間
 の及び六十
 度の温度で
 の一分間の
 感作を四十
 五回繰り返
 すこと。
 四三の感
 作後に、二
 の検体調整
 液が分注さ
 れたチュー
 ブ一本又は
 プレート
 穴以上で陽
 性反応検出
 強度が上

TSE診断
 プレート洗
 洗浄液で洗
 浄し、これ
 に基質溶液
 (使用する直
 前に調整し
 たもの)を
 分注した後、
 遮光して三
 十分間室温
 で感作し、
 反応停止液
 を分注し、
 所定の波長
 で測定した
 吸光度値に
 より判定す
 ること。
 五 吸光度
 値が陰性対
 照の平均吸
 光度値に所
 定の値を加
 えた値(以
 下この項、
 第三項及び
 第四項にお
 いて「カッ
 トオフ値」
 という。)の
 九十パーセ
 ント以上で
 あるものを
 再検査する
 こととし、
 カットのオ
 フ値の九十
 パーセント
 未満である
 のを陰性と
 すること。
 六 五によ
 り再検査す
 ることとな
 った検体の
 サンプルに

ついでTSE
 E診断プレ
 トの二穴
 を利用して
 再検査を実
 施し、二穴
 のうちいづ
 れかの吸光
 度値がカッ
 トオフ値の
 九十パーセ
 ント以上で
 あるものを
 陽性とし、
 二穴ともカ
 ットオフ値
 の九十パー
 セント未満
 であるもの
 を陰性とす
 ること。
 2 エライ
 ザ法(サイ
 ドイツチ酵
 素抗体法
 (アビジン
 ビオチンカ
 ップリンゲ
 ッ法)による
 方法)による
 検査の場
 合、プロテ
 ーにプロテ
 イナーゼK
 が分注され
 た緩衝液で
 所定の倍数
 に希釈した
 延髄の門
 部を含む脳
 乳剤を分注
 した後、密
 封し、十二
 分間から十
 六分間まで

から二十七
 度までの温
 度で振とう
 した後、二
 十八分間か
 ら三十分間
 までの間
 四十度から
 四十度まで
 の温度で
 振とうし、
 当該プレー
 トに消化停
 止薬を分注
 すること。
 二 一によ
 り調整した
 被検検体を
 密封し、二
 十八分間か
 ら三十分間
 までの間
 十七度から
 十七度まで
 の温度で
 振とうした
 後、ストレ
 プトアビジ
 ンを固相化
 した検査用
 プレート
 (以下「スト
 レプトアビ
 ジン固相プ
 レート」と
 いう。)に当
 該検体を分
 注すること。
 三 二によ
 り処理した
 ストレプト
 アビジン固
 相プレート
 に検出用溶
 液を分注し
 た後、密封
 し、五十分

分間から六
 十分間から
 十五分間ま
 での間十七
 度から二十
 七度までの
 温度で振と
 うすること。
 四 三によ
 り処理した
 ストレプト
 アビジン固
 相プレート
 を洗浄液で
 洗浄し、こ
 れに基質溶
 液を分注し
 た後、密封
 し、八分間
 から十二分
 間までの間
 十七度から
 十七度まで
 の温度で
 振とうし、
 反応停止液
 を分注し、
 所定の波長
 で測定した
 吸光度値に
 より判定す
 ること。
 五 吸光度
 値が、陰性
 対照の中央
 値に所定の
 値を乗じて
 得た値に所
 定の値を加
 えた値(以
 下この項に
 おいて「カ
 ットオフ値
 」という。)以
 上であるも
 のを再検査
 することと
 し、カッ

コラゲナービー
 ーゼI及び
 ボスクレアリ
 デオキシリ
 む脳乳剤を
 門部を含む
 た延髄の
 数に希釈し
 で所定の倍
 一緩衝液
 の場合
 による検査
 プ測定法）
 （ワンステッ
 素抗体法
 ドイツチ酵
 ザ法（サン
 3 エライ
 ること。
 を陰性とす
 であるもの
 オフ値未満
 ともし、二穴
 ものを陽性
 以上である
 ットオフ値
 光度値がカ
 ずれかの吸
 穴のうちい
 実施し、二
 て再検査を
 穴を利用し
 ジン固相プ
 レートのア
 レプトアビ
 ついてスト
 サンプルに
 った検体の
 ることとな
 り再検査す
 六五によ
 を陰性とす
 ること。
 であるもの
 オフ値未満

波長で測定
 し、所定の
 し、液を分
 室温で感作
 後、十分間
 て三分間
 を注した
 に基質溶
 浄し、これ
 洗淨液で洗
 プレート洗
 リ感作した
 TSE診断
 四三によ
 作すること。
 の温度で感
 間三七度
 封し、一時
 した後、密
 体液を分注
 酵素標識抗
 プレートに
 リ処理した
 TSE診断
 三二によ
 注すること。
 該検体を分
 希釈し、当
 定の倍数に
 緩衝液で所
 被検検体を
 り調整した
 トにーによ
 診断プレー
 二 TSE
 すること。
 温度で処理
 分間百分の
 濃縮し、五
 保温した後、
 度の温度で
 分間三十七
 合し、三十
 一ゼKと混
 プロテイン
 ぜで処理し、

の場
 による検査
 前処理法）
 （ワンポット
 素抗体法
 ドイツチ酵
 ザ法（サン
 4 エライ
 陰性とする
 あるものを
 フ値未満で
 もカットオ
 し、二穴と
 のを陽性と
 ので陽性と
 上であるも
 トオフ値以
 度オオフカ
 れかのカッ
 のうち吸い
 施し、二穴
 再検査を
 を利用して
 E診断プレ
 ついてTSE
 サンプルに
 った検体の
 ることとな
 り再検査す
 六五によ
 を陰性とす
 であるもの
 セント未満
 の九十パー
 ットオフ値
 ととし、こ
 検査するこ
 るもの再
 ト以上であ
 十パーセン
 オフ値の九
 五カットの
 定すること。
 値により判
 した吸光度

までの温度
 度から八度
 三十分間
 後、密封し
 を分注した
 標識抗体液
 プレートに
 TSE診断
 リ処理した
 三二によ
 こと。
 で洗淨する
 上、洗淨液
 で感作した
 七度の温度
 一時間三十
 後、密封し
 を分注した
 た被検検体
 より調整し
 トに、一に
 診断プレー
 二 TSE
 と。
 冷却するこ
 温度以下に
 三十七度の
 理してから
 の温度で処
 十分間百分
 六度の温度
 で感作し、
 十分間五十
 攪拌した後、
 なるように
 し、均一と
 ーゼを混合
 プロテイン
 アルセリン
 イクロバイ
 ゼK及びマ
 ロテイン
 門部、ブ
 た延髄の
 破砕し

で感作すること。四三により感作したTSE診断プレートで洗浄し、これを基質溶液に分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度により判定すること。五カットオフ値の九トパーセン以上であるものを再検査することとし、カットオフ値の九十パーセント未満であるものを陰性とすること。六五により再検査することとなった検体のサンプルについてTSE診断プレートを利用して再検査を実施し、二穴のうち吸光度値がカッ

トオフ値以上のものを陽性とし、二穴ともカットオフ値未満のものを陰性とすること。五ウエストンブロット法による検査の場合一緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の門部を含む脳乳剤とプロテインアゼKを混合し、三十分三十七度の温度で保温した後、濃縮し、五分間百分度の温度で処理すること。二一により調整した被検検体及び指示検体をゲルに注入し、三十分間二百ボルトで電気泳動した後、当該ゲルからブロットニング膜へ蛋白質の転写を行うこと。三二により調整したブロット膜に抗

ブリオン蛋白質抗体を加え、一時感作液で洗浄し、液で洗浄した後、標識抗体を加え、四十五分間室温で感作すること。四三により調整したブロット膜を洗浄液で洗浄し、化学発光試薬と反応させ、異常ブリオン蛋白質の存在を確認すること。六免疫組織化学的検査の場合一門部を含む延髄を中性緩衝ホルマリンで固定し、三又神経脊髄路核、孤束核及び迷走神経背側核が含まれる部分を切り出し、ギ酸で不活化処理した後、パラフィン包埋及び薄切を行い標本を作製すること。二一により作製した

| | | |
|--|--|---|
| <p>、鹿、牛、水、牛、一類種の畜家</p> <p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 (人に関する事項) (家畜の所有者の責務) 1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所</p> | <p>別表第二(第二十一条関係) 飼養衛生管理基準</p> | <p>標本をギ酸及びオートクレーブにより処理し、抗ブリオン蛋白質抗体を加え、六十分間室温で感作すること。三二により調整した標本を緩衝液で洗浄した後、標識抗体及び酵素標識試薬を加え、二十分間室温で感作し、基質を加え、発色させること。四三により調整した標本を光学顕微鏡で観察し、異常ブリオン蛋白質の存在を確認すること。</p> |
|--|--|---|

在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起
 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 (9) 農場における防疫のための更衣
 (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
 (1) 衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかでない場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合に、その滞在期間及び国又は地域の名称
 (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
 (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
 (大規模所有者が講ずる措置)
 5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業者が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
 (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあつては月齢が満四年以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと)。
 (獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
 (家畜伝染病の発生活リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生活リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。
 (飼養環境に関する事項)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理

区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた物が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。
 (放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。
 (埋却等の準備)

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満二十四月以上のものに限る。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
 (愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)
 (家畜に関する事項)

(密飼いの防止)
 12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
 第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止
 (人に関する事項)
 (衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)
 13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。

ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないよう（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）（更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する

経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）（衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。））

(他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(安全な資材の利用)

21 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(家畜に関する事項)

22 他家畜等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況及び導入する家畜

の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他家畜と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

(人に関する事項)

23 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）

(畜舎の入口における靴の交換又は消毒)

24 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

25 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(畜舎外での病原体による汚染防止)

26 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

(野生動物に関する事項)

27 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

28 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

29 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

(飼養環境に関する事項)

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

(衛生管理区域からの退出する車両の消毒)

31 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(家畜に関する事項)

32 毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(人に関する事項)

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

33 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）

(物品に関する事項)

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)

34 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

35 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区

| | |
|--|---|
| <p>域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。 〔家畜に関する事項〕 3 6 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。 〔特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止〕 3 7 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。 〔特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止〕 3 8 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めるとして。</p> | <p>二 のいび及豚</p> <p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕 1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及</p> |
|--|---|

しし

| | |
|--|---|
| <p>び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 〔家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践〕 2 飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 〔飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底〕 3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底すること。 〔1〕 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 〔2〕 海外渡航時及び帰国後の注意事項 〔3〕 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 〔4〕 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</p> | <p>（5） 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （6） 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （7） 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 （8） 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （9） 農場における防疫のための更衣 （10） 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 〔記録の作成及び保管〕 4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （1） 衛生管理区域（8）に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 （2） 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称 （3） 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 （4） 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>（5） 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 （6） 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容 （大規模所有者が講ずる措置） 5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 （1） 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 （2） 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）を超えないこと。） （3） 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。 〔獣医師等の健康管理指導〕 6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。 〔家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備〕 7 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、</p> | <p>（5） 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （6） 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （7） 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 （8） 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （9） 農場における防疫のための更衣 （10） 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 〔記録の作成及び保管〕 4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （1） 衛生管理区域（8）に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 （2） 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称 （3） 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 （4） 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>（5） 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 （6） 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容 （大規模所有者が講ずる措置） 5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 （1） 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 （2） 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）を超えないこと。） （3） 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。 〔獣医師等の健康管理指導〕 6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。 〔家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備〕 7 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、</p> | <p>（5） 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （6） 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （7） 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 （8） 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （9） 農場における防疫のための更衣 （10） 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 〔記録の作成及び保管〕 4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （1） 衛生管理区域（8）に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 （2） 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称 （3） 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日 （4） 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> |
|---|---|

26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

〔飼養環境に関する事項〕

（衛生管理区域の設定）

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によつて分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。

衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。

（放牧制限の準備）

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

（埋却等に備えた措置）

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設（以下10において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

（愛玩動物の飼育禁止）

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。（家畜に関する事項）（密飼いの防止）

12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

（人に関する事項）

（衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限）

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。

ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（他の畜産関係施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置）

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入つた者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴）を含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること

（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

（物品に関する事項）

（衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）

17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。（飲用水の給与）

20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（処理済みの飼料の利用）

21 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

（安全な資材の利用）

22 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

（野生動物に関する事項）

（衛生管理区域への野生動物の侵入防止）

23 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的な防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

（家畜に関する事項）

（家畜を導入する際の健康観察等）

24 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜

の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

(畜舎)に立ち入る者の手指消毒等

25 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(畜舎)ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

26 畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に對し。)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

(器具)の定期的な清掃又は消毒等

27 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の液体が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(畜舎外)での病原体による汚染防止

28 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地

域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

〔野生動物に関する事項〕

(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組)

29 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果があると認められるものに限る。以下この項において同じ。)その他の設備を設置するとともに、定期的な当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

(給餌設備、給水設備等)の野生動物の排せつ物等の混入の防止

30 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

31 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

32 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行うこと。敷地を定期的に消毒すること。

(畜舎等施設の清掃及び消毒)

33 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
〔家畜に関する事項〕
(毎日の健康観察)
34 毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
〔人に関する事項〕
(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)
35 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(物品に関する事項)
(衛生管理区域から退出する車両の消毒)
36 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を退出する者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)
37 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(家畜に関する事項)
(家畜の出荷又は移動時の健康観察)
38 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)
39 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場

からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)
40 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

Table with 2 columns: 鶏、あひる、うさぎ、だるま、ちよ、うよ、ほろほ. Content includes: 第一 家畜防疫に関する基本的事項 (人に関する事項) (家さんの所有者の責務) 1 家さんの所有者は、飼養する家さんについて、家さんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家さんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家さんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践) 2 飼養する家さんが感染する伝染性疾病的の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所が開

催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家さんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(7)に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかでない場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合に、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3) 導入した家さんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する家さんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家さんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合

にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

(2) 家さん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家さん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家さんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十萬羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一萬羽を超えないこと。)

(3) 大規模所有者のうち、特に家さんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家さんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む)を策定すること。

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家さんの健康管理について指導を受けること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

7 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家さん舎、家さんに直接接触する物品の保管場所並びに家さんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(家さん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家さん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。

(埋却等に備えた措置)

8 法第二十一条の規定に基づく家さんの死体の埋却の用に供する土地(家さん(日齢が満百五十日以上のものに限る。)百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。)又は家さんの死体の焼却の用に供する焼却施設(以下8において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

(愛玩動物の飼育禁止)

9 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

(家さんに関する事項)

(密飼いの防止)

10 家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家さんを飼養しないこと。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(人に関する事項)

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

11 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家さんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区

域に立ち入らせないようすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）
（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

13 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒する場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）
（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）
（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒する場合を除く。）
（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）
15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒する場合を除く。）
（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）
（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

16 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
（飲用水の給与）

18 飼養する家さんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
（家さんに関する事項）

19 他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家さんの健康状態を確認すること等により健康な家さんを導入すること。導入した家さんに家さんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにすること。
第三 衛生管理区域域内における病原体による汚染拡大防止
（人に関する事項）

（家さん舎に立ち入る者の手指消毒等）
20 家さん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家さん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家さん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）
（家さん舎）の専用の靴の設置及び使用）

21 家さん舎）の専用の靴の設置し、家さん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家さん舎外において病原体に汚染する可能性がある

ない状況で行う家さん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家さん舎への侵入を防ぐため、着脱後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家さん舎から家さん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家さん舎の内外で交差しないうよう、家さん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
（物品に関する事項）

22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
（家さん舎外での病原体による汚染防止）

23 家さんの飼養管理に必要な物品を家さん舎に持ち込まないこと。
（野生動物に関する事項）

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）
24 野鳥等の野生動物の家さん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができると防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果があると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物の混入の防止）

25 家さん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
（ねずみ及び害虫の駆除）

26 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家さん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
（飼養環境に関する事項）

（飼養環境に関する事項）

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）
27 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行うつて、敷地を定期的に消毒すること。
（家さん舎等施設の清掃及び消毒）

28 家さん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
（家さんに関する事項）

29 毎日、飼養する家さんの健康観察（家さんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。
第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
（人に関する事項）

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）
30 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒する場合を除く。）
（物品に関する事項）

（衛生管理区域から退出する車両の消毒）
31 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒する場合を除く。）
（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

32 家さんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
（家さんに関する事項）

33 家さんを出荷又は移動時の健康観察（家さんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家

| | |
|--|--|
| <p>馬 四</p> <p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕</p> <p>1 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、</p> | <p>さんの健康状態を確認すること。また、家さんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)</p> <p>3 4 飼養する家さんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家さん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>3 5 飼養する家さんに特定症状以外の異状であつて、家さんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家さんの増加が確認された場合(その原因が家さんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家さんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家さんの出荷及び移動を行わないこと。当該家さんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家さんの出荷及び移動を行わないこと。当該家さんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家さんの出荷及び移動を行わないこと。当該家さんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家さんの出荷及び移動を行わないこと。当該家さんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家さんの出荷及び移動を行わないこと。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)</p> <p>2 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者者に周知徹底すること。</p> <p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項</p> <p>(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項</p> <p>(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起</p> <p>(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</p> <p>(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組</p> <p>(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い</p> <p>(7) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止</p> <p>(8) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法</p> | <p>法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</p> <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域(6に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両に消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称</p> <p>(3) 導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</p> <p>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等から当該農場への指導の内容</p> <p>(7) 獣医師等の健康管理指導</p> <p>5 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>ついでに当該施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(飼養環境に関する事項)</p> <p>(衛生管理区域の設定)</p> <p>6 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(厩舎ごと)を行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p> <p>第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止</p> <p>(人に関する事項)</p> <p>(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)</p> <p>7 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(この馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>8 当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に</p> | <p>ついでに当該施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(飼養環境に関する事項)</p> <p>(衛生管理区域の設定)</p> <p>6 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(厩舎ごと)を行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p> <p>第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止</p> <p>(人に関する事項)</p> <p>(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)</p> <p>7 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(この馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>8 当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に</p> |
|--|--|

海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようすること（その者が、シャワーによる身体洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）
 （衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）
 9 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同程度の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）
 （物品に関する事項）
 （衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等）
 10 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同程度の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）
 （他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）
 11 他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 （海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）
 12 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 （飲用水の給与）
 13 飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
 （馬に関する事項）
 （馬を導入する際の健康観察等）
 14 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染

性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。
 第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
 （人に関する事項）
 （厩舎に立ち入る者の手指消毒等）
 15 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に入ります際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）
 （厩舎の入口における靴の交換又は消毒）
 16 厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
 （物品に関する事項）
 （器具の定期的な清掃又は消毒等）
 17 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。
 （厩舎外での病原体による汚染防止）
 18 馬の飼養管理に必要な物品を厩舎に持ち込まないこと。
 （野生動物に関する事項）
 （野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管）
 19 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
 （給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）
 20 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（飼養環境に関する事項）
 （衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）
 21 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行うつて、敷地を定期的に消毒すること。
 （厩舎等施設の清掃及び消毒）
 22 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
 （馬に関する事項）
 （毎日の健康観察）
 23 毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む）を行うこと。
 第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
 （人に関する事項）
 （衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）
 24 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同程度の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）
 （物品に関する事項）
 （衛生管理区域から退出する車両の消毒）
 25 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同程度の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）
 （衛生管理区域から搬出する物品の消毒）
 26 馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 （馬に関する事項）
 （馬の出荷又は移動時の健康観察）
 27 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健

| 別表第三(第三十条、第三十五条関係) 消毒の基準 | 種類 | 方法 | 適当な消毒目的物 |
|--------------------------|---|-----------------------|-------------------------------|
| 火炎消毒 | トーチランプ、石油又はガソリン等による火炎により消毒目的物を十分に加熱する。 | 巢箱、巢脾、土壌等 | 被服、毛布、器具 |
| 蒸気消毒 | 流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上百度以上の湿熱に触れさせる。 | 被服、毛布、器具、布製の飼料袋等 | 被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等 |
| 煮沸消毒 | 消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。 | 器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等 | 器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等 |
| 薬物消毒 | 1 アルコール系消毒薬（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）による消毒 一 エタノールについては七十六・九〇八十一・四パーセント（体積濃度）、イソプロパノールについては五十〜七十パーセント（体積濃度）に希釈する。 | 手指、器具等 | 手指、器具等 |

康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
 （異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）
 28 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。
 当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

| | | |
|---|--------------------------------------|------------------|
| <p>二 消毒目的物に十分に散布し、又はこれに浸した脱脂綿等で十分に拭く。</p> <p>2 塩酸食塩水その他酸による消毒</p> <p>一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>3 オルソ剤(オルトジクロロペンゼン)を成分とするものによる消毒</p> <p>一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。5、6、12、15、18及び別表第四において同じ。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>4 過酢酸による消毒</p> <p>消毒目的物に十分に煙霧し、散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>5 逆性石けん液及び両性石けん液による消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に、普通石けん、クレゾール石けん液、ヨウ化物等と混合しないように散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>6 グルタルアルデヒドによる消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> | <p>器具、畜舎等</p> <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> | <p>皮膚、ケーシング等</p> |
|---|--------------------------------------|------------------|

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>7 酸化エチレンに炭酸ガスを加えた混合ガスによる消毒</p> <p>密閉された消毒器又は滅菌施設に消毒目的物を収納し、定量の薬品を拡散させる。</p> <p>8 次亜塩素酸カルシウム(サラシ粉)による消毒</p> <p>消毒目的物に十分散布する。</p> | <p>器具、畜舎等</p> <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> | <p>機械、器具、被服、皮具類、骨、角、蹄等</p> <p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生もの著しい戸水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>畜舎、器具等</p> |
|---|--------------------------------------|---|

| | | |
|--|--|---|
| <p>三 異常ブリオン蛋白質を消毒する場合に、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。</p> <p>12 ハロゲン化物による消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>13 ビグアナイド系消毒薬(グルコン酸クロルヘキシジン等)による消毒</p> <p>一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売されたものに限る。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>14 フェノール系消毒薬</p> <p>一 フェノール(石炭酸)による消毒</p> <p>イ 加熱し、溶解した消毒用フェノールに少量の温湯又は水を加える。</p> <p>ロ かきまぜ、又は振とうしながら徐々に水を注いで溶解させ、三パーセント(重量濃度)に希釈する。</p> <p>ハ 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> <p>二 クレゾール(メチルフェノール)又はクレゾール石けん液による消毒</p> <p>イ 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>ロ 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> | <p>器具、畜舎等</p> <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> <p>畜舎周辺(生石灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒</p> <p>一 消毒目的物に十分に散布する。</p> <p>二 消石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。</p> <p>11 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウム製剤)による消毒</p> <p>一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> | <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> <p>尿、きゅう肥、ふん尿だめ、汚水溝等</p> <p>畜舎周辺(生石灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒</p> <p>一 消毒目的物に十分に散布する。</p> <p>二 消石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。</p> <p>11 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウム製剤)による消毒</p> <p>一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <p>毒 消 酵 醗</p> <p>消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> | <p>器具、畜舎等</p> <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> | <p>畜舎、器具、被服、皮具類、骨、角、蹄等</p> <p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生もの著しい戸水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>畜舎、器具等</p> |
|---|--------------------------------------|---|

| | | |
|--|--------------------------------------|---|
| <p>消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。</p> | <p>器具、畜舎等</p> <p>手足、畜体、畜舎、器具、機械等</p> | <p>畜舎、器具、被服、皮具類、骨、角、蹄等</p> <p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生もの著しい戸水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>畜舎、器具等</p> |
|--|--------------------------------------|---|

